

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務		
②事務の内容 ※	市町村は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) 【業務全体概要】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等による地方税のうち市税の賦課徴収に関する事務 【個人住民税】 1 当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 2 課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 3 賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 4 扶養控除等の是正調査、未申告調査を行う。 5 証明書の交付申請に基づき所得・課税証明書を交付する。 【固定資産税】 1 償却資産申告書を作成し、送付する。 2 登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 3 固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 4 賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 5 現況確認調査、未申告調査を行う。 6 証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。 【軽自動車税】 1 軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 2 賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 3 市外転出者や死亡者について調査を行う。 4 証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。 【市たばこ税、入湯税、宿泊税】 1 申告書を受付し、管理する。 2 更正、減免、及び決定について、更正決定内容を通知する。 3 現況確認調査、未申告調査を行う。 【事業所税】 1 事業所税申告書を作成し、送付する。 2 事業所税申告書を受付し、管理する。 3 更正、減免、及び決定について、更正決定内容を通知する。 4 現況確認調査、未申告調査を行う。		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称

市税総合情報システム

②システムの機能

【宛名・共通】

- 1 宛名照会機能
住登住民、住登外者、共有者、事業所の宛名情報を照会する機能。
- 2 住登外者の登録・更新機能
住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。
- 3 法人の照会・登録・更新機能
法人事業所の名称・所在地及び法人番号等基本的な情報の登録・更新機能。
- 4 送付先、連絡先、特宛人、通称名の照会・登録・更新機能
送付物の送付先、連絡先、特宛人、通称名について、照会・登録・更新を行う機能。
- 5 関連宛名設定機能
宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。
- 6 利用者ID対応づけ機能
電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。
- 7 住基連携機能
住民基本台帳システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住登住民の個人番号はこの機能で取得する。
- 8 個人番号照会・登録・更新機能
住登住民の個人番号の照会、住登外者の個人番号の照会・登録・更新を行う機能。
- 9 同一人チェック機能
氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する機能。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。
- 10 運用管理機能
保存期間を経過した宛名を削除する機能。

【個人住民税】

- 1 当初課税準備機能
給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成する機能。
- 2 課税資料登録機能
登録された課税資料のチェック、各種チェックリストを作成する機能。
- 3 賦課決定・更正機能
複数の課税資料の併合処理を行い、賦課決定・賦課更正の通知書を作成する機能。
- 4 通知書返戻情報管理機能
郵便不着により返戻された通知書を管理し、再送付、公示送達業務を支援する機能。
- 5 調査機能
扶養控除等の是正調査、未申告調査のためのチェックリストを作成する機能。
- 6 各種帳票出力機能
課税証明書等の帳票を発行する機能。

【固定資産税】

- 1 償却資産申告書作成機能
償却資産申告書を作成する機能。
- 2 課税台帳管理機能
申告や通知に基づく土地・家屋・償却資産の課税台帳情報を登録、更新する機能。
- 3 賦課決定・更正機能
土地、家屋、償却資産を名寄せし、賦課データを作成し、通知書を作成する機能。
- 4 通知書返戻情報管理機能
郵便不着により返戻された通知書を管理し、再送付、公示送達業務を支援する機能。
- 5 各種帳票出力機能
課税証明書等の帳票を発行する機能。

	【軽自動車税】 - 課税資料登録機能 軽自動車税申告書の内容を基に所有者情報、使用者情報、車両情報を登録する機能。 - 車両異動機能 廃車、名義変更、番号変更等車両台帳の修正を行い、異動通知書を作成する機能。 - 賦課更正機能 減免、課税保留等の入力を行い、賦課更正した内容の通知書を作成する機能。 - 当初賦課機能 賦課期日時点の車両に対し賦課決定し、納税通知書を作成する機能。 - 通知書返戻情報管理機能 郵便不着により返戻された通知書を管理し、再送付、公示送達業務を支援する機能。 - 調査機能 定置場移転(市外転出)、継続検査未了、所有者死亡の車両を抽出する機能。 - 各種帳票出力機能 納税証明書等の帳票を発行する機能。 【市たばこ税、入湯税、宿泊税】 - 申告書登録機能 更正、決定、修正申告、更正請求処理を行う機能。 【事業所税】 - 事業所税申告書作成機能 事業所税申告書を作成する機能。 - 申告書登録機能 確定申告、更正、決定、修正申告、更正請求処理を行う機能。 【収滞納】 - 収納管理機能 賦課情報の取り込み・入金情報を管理する機能。 - 還付充当機能 過誤納金を還付充当する機能。 - 督促催告機能 督促状、催告書を作成する機能。 - 返戻公示機能 返戻された督促状の調査を行い、再送付、公示送達業務を支援する機能。 - 滞納整理支援機能 調査・照会等による財産情報等を管理する機能。 滞納処分に関する書類の作成・処分情報を管理する機能。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[○] その他</td> <td>()</td> </tr> </table> ()	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他	()
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他	()								

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)
②システムの機能	1 電子申告データの審査と管理 2 電子申請・届出データの審査と管理 3 電子申告データ等の課税資料データの連携(「個人住民税申告ポータル」の機能(個人住民税のオンライン申告)及び「eLTAX通知等電子配信システム」の機能(納税通知書の電子通知希望申請)を含む) 4 特別徴収税額通知データの連携 5 必要に応じて、課税資料を地方公共団体間で回送(地方税外部連携機能を利用した照会・回答を含む) 6 国税連携データの受信(税情報の照会・回答を含む) 7 番号法に基づく本人確認機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバーに送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバ、各業務システム)

システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インタフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 統合認証機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2 システム間連携機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 3 統合運用管理機能 ジョブ実行管理機能、媒体の入出力、帳票出力を行う機能。 4 インフラ共通基盤機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (各業務システム)

システム6～10

システム6

①システムの名称	ホスト常駐外等システム	
②システムの機能	1 市税総合情報システム停止時等における証明発行機能。 2 常駐年度を経過した法定保存対象データの保存及び検索機能。 3 個人市民税課税資料イメージデータの検索機能。 4 課税台帳等照会機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム7

①システムの名称	申請管理システム	
②システムの機能	1 サービス検索・電子申請機能の内、職員向け機能からの申請データ取得機能 2 画面照会機能・連携機能にて取得した申請データを照会し、申請内容の確認・審査を行う機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ サービス検索・電子申請機能 ）	

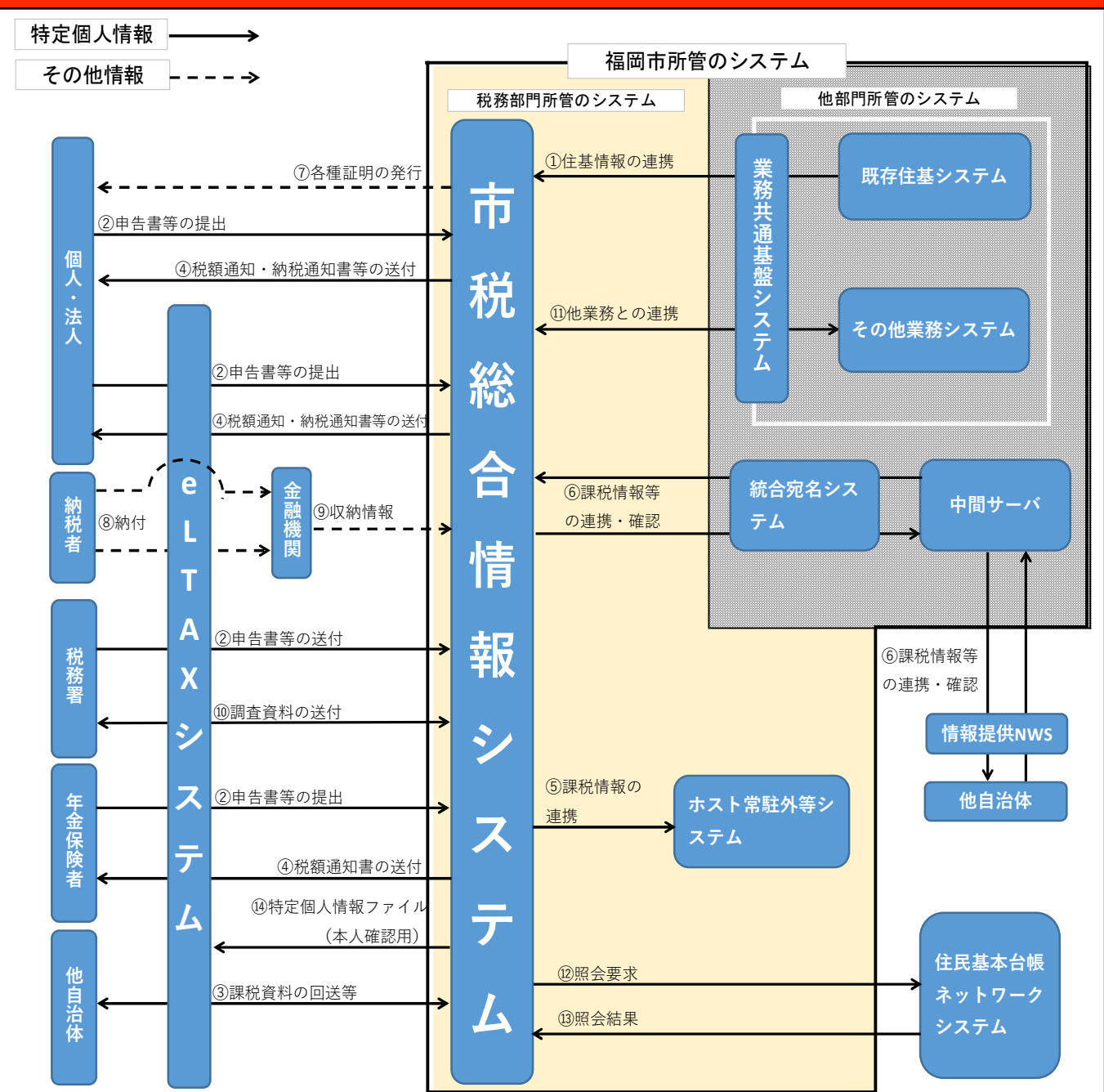
システム8

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 申請管理システム)

システム9	
①システムの名称	次期市税総合情報システム【令和11年9月以降】
②システムの機能	【税務基幹システム】 1 以下の税目については、国の示す税務システム標準仕様書等の標準仕様に準拠し、税額及び税額を計算するために必要となる各種情報を管理する。 ・個人住民税 ・法人住民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 2 以下の税目については、税額及び税額を計算するために必要となる以下の機能を有する。 ・市たばこ税、入湯税、宿泊税 (1) 申告書登録機能 更正、決定、修正申告、更正請求処理を行う機能。 ・事業所税 (1) 事業所税申告書作成機能 事業所税申告書を作成する機能。 (2) 申告書登録機能 確定申告、更正、決定、修正申告、更正請求処理を行う機能。 3 上記税目に係る税務共通及び収納管理について、国の示す税務システム標準仕様書等の標準仕様に準拠する機能を有する。 【統合滞納管理システム】 上記税目に係る滞納管理について、国の示す共通機能に関する標準仕様書(統合滞納管理)に準拠する機能を有する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (市税業務専用ファイルサーバ、業務共通基盤システム)
システム10	
①システムの名称	市税業務専用ファイルサーバ【令和11年9月以降】
②システムの機能	1 常駐年度を経過した法定保存対象データの保存及び検索機能。 2 個人市民税課税資料イメージデータの検索機能。 3 課税台帳等照会機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名		
市税総合情報システムファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	・ 課税資料等に個人番号が記載されるとともに、市が送付する納税通知書等に個人番号を記載する必要がある。 ・ 本人確認の際に個人番号を確認する事務が求められる。 ・ 他市町村、他機関と情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の連携を行う必要がある。	
②実現が期待されるメリット	1 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類（納税証明書等）を省略できる。 2 行政事務の効率化及びより公平で正確な税負担の実現 市が保有する各種所得情報について、正確かつ効率的に名寄せを行うことができる。 情報提供ネットワークシステムを活用することにより、他市町村に居住する被扶養者の所得等の確認や障がい者減免の適用のための障がいの等級確認等の面において、事務負担の軽減が可能となる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法 第9条（利用範囲）第1項 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令（※）で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） 【情報照会の根拠】 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（48の項）	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福岡市財政局税務部税制課、納税企画課、課税企画課、税務システム刷新担当	
②所属長の役職名	税制課長、納税企画課長、課税企画課長、税務システム刷新担当課長	
8. 他の評価実施機関		
—		

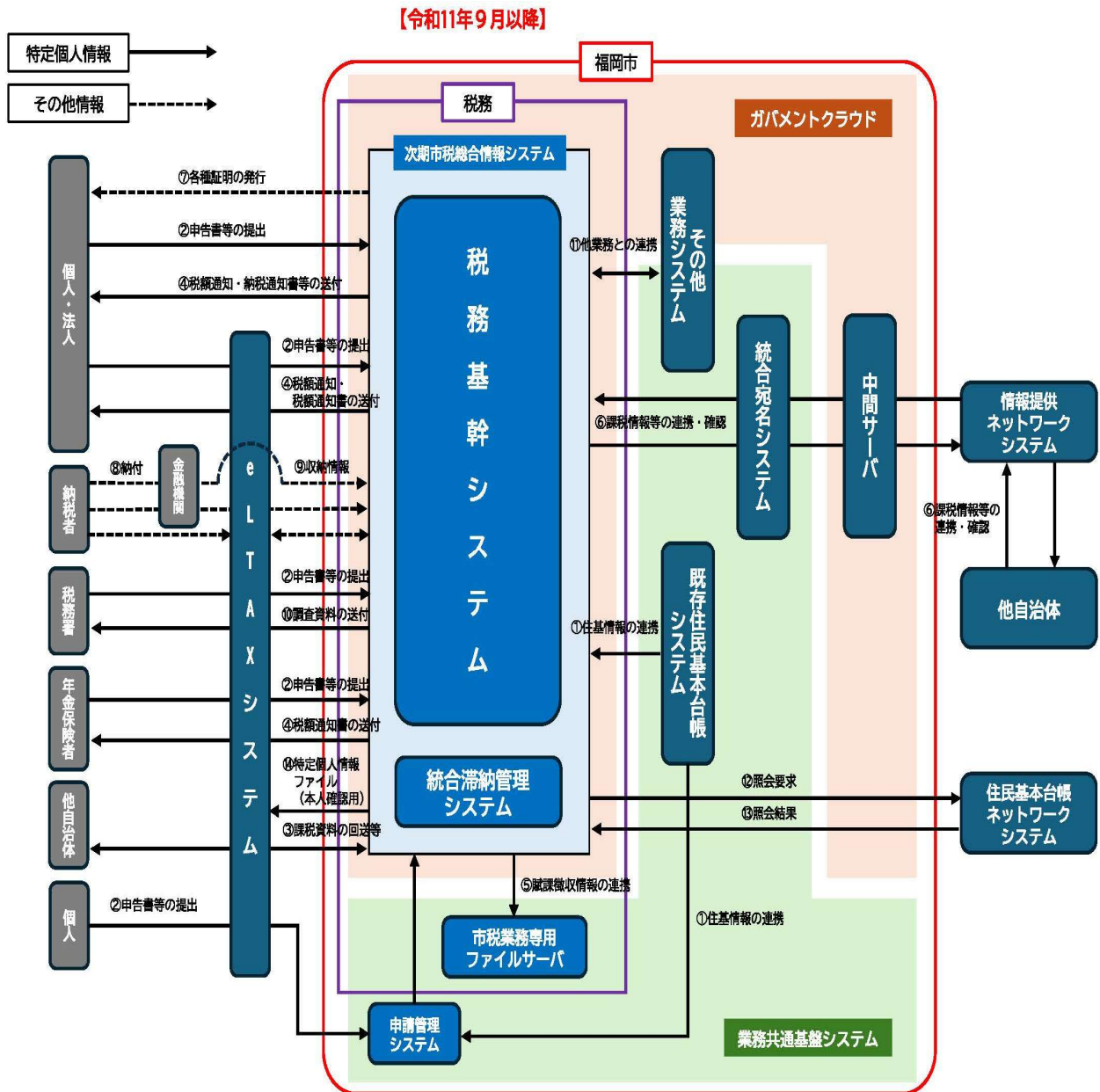
(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 業務共通基盤システムを経由して、既存住基システムより住民データを取得する。
- ② 住民税の申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料が送付・提出される(住民税の申告書についてはeLTAXが管理運営する「個人住民税申告ポータル」等からの提出(福岡市側は「申請管理システム」を利用して受理)を含む)。
「eLTAX通知等電子配信システム」を通じて納税通知書の電子通知希望申請等が提出される。
- ③ 他自治体へ課税資料を回送する。住登外者の課税通知を送付する。他自治体間での照会・回答等を行う。
- ④ 個人や特別徴収義務者である企業・年金保険者等に税額通知・納税通知書等を送付する。
- ⑤ ホスト常駐外等システムに課税情報を連携する。
- ⑥ 統合宛名システムに課税情報を連携するとともに、情報提供ネットワークシステムを通じて他自治体の課税情報等を確認する。
- ⑦ 個人から税に関する各種証明書の申請があった場合に、各種証明書を交付する。
- ⑧ 納税者が金融機関や電子納税システムなどにより市税の納付を行う。
- ⑨ 納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑩ 税の過少申告等の調査等のため、課税情報の調査資料(法定調書や扶養是正情報等)を受領・送付する。
税情報の照会・回答等を行う。
- ⑪ 業務共通基盤システムを経由して、課税情報等を他業務システムへ移転する。また他業務システムからの賦課決定に必要な情報を入手する。
- ⑫ 住民基本台帳ネットワークにより、特定個人情報等を照会する。(統合端末を通じて照会)
- ⑬ 住民基本台帳ネットワークより照会結果を入力する。(統合端末を通じて入力)
- ⑭ 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXシステムへ格納する。

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 業務共通基盤システムを経由して、既存住基システムより住民データを取得する。
- ② 住民税の申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料が送付・提出される(住民税の申告書についてはeLTAXが管理運営する「個人住民税申告ポータル」等からの提出(福岡市側は「申請管理システム」を利用して受理)を含む)。「eLTAX通知等電子配信システム」を通じて納税通知書の電子通知希望申請等が提出される。
- ③ 他自治体へ課税資料を回送する。住登外者の課税通知を送付する。他自治体間での照会・回答等を行う。
- ④ 個人や特別徴収義務者である企業・年金保険者等に税額通知・納税通知書等を送付する。
- ⑤ 市税業務専用ファイルサーバに課税徴収情報を連携する。
- ⑥ 統合宛名システムに課税情報を連携するとともに、情報提供ネットワークシステムを通じて他自治体の課税情報等を確認する。
- ⑦ 個人から税に関する各種証明書の申請があった場合に、各種証明書を交付する。
- ⑧ 納税者が金融機関や電子納税システムなどにより市税の納付を行う。
- ⑨ 納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑩ 税の過少申告等の調査等のため、課税情報の調査資料(法定調書や扶養是正情報等)を受領・送付する。税情報の照会・回答等を行う。
- ⑪ 業務共通基盤システムを経由して、課税情報等を他業務システムへ移転する。また他業務システムからの賦課決定に必要な情報を入手する。
- ⑫ 住民基本台帳ネットワークにより、特定個人情報等を照会する。(統合端末を通じて照会)
- ⑬ 住民基本台帳ネットワークより照会結果を入力する。(統合端末を通じて入力)
- ⑭ 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXシステムへ格納する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

市税総合情報システムファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その必要性	1 賦課徴収事務における本人確認のため 2 納税通知書等への個人番号出力のため 3 所得及び控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	個人番号 : 本人確認、課税資料等の名寄せのために必要。 その他識別情報(内部番号) : 個人番号との紐付のために必要 4情報 : 課税権の確認、本人確認、課税資料等の名寄せのために必要 連絡先、その他住民票関係情報 : 賦課徴収に関する調査に基づく連絡のために必要 国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報:個人市県民税の税額の算定等のために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	福岡市財政局税務部税制課・納税企画課・課税企画課・税務システム刷新担当・納税管理課・特別滞納整理課・法人税務課・資産課税課、各区役所市民部課税課・納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民局戸籍住民課、福祉局保護課・介護保険課、保健医療局保険年金課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体情報システム機構(他市町村、都道府県)) ☐ 民間事業者 (給与支払者、一般社団法人全国軽自動車協会連合会福岡事務所) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)
③入手の時期・頻度		1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時 3 業務関係情報: ・課税資料:随時(各業務の提出期限までに提出された都度) ・国税関係情報:1月～4月にかけて12回(当初)、4月～12月まで毎月2回 ・地方税関係情報:毎月1回 ・医療保険関係情報:年1回、1月 ・生活保護・社会福祉関係情報:年1回、1月 ・介護保険関係情報:年1回、1月 ・年金関係情報:毎月1回 ・軽自動車情報:毎月2回
④入手に係る妥当性		市税の賦課決定及び賦課更正のため、法令等の範囲内で申告等の課税資料を収集する必要がある。また、申告内容等の確認が必要になれば、税務調査により情報を収集する必要がある。
⑤本人への明示		各種課税資料の入手については、地方税法第45条の2及び第317条の2(申告書の提出義務)、同法第317条の6第1項(給与支払報告書の提出義務)、同法同条第4項(公的年金等支払報告書の提出義務)等に規定されている。なお、情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項において規定されている。
⑥使用目的 ※		適正かつ公平な課税の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。また、各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のために利用する(サービス検索・電子申請機能からの電子申請の受領を含む)。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署※	福岡市財政局税務部税制課・納税企画課・課税企画課・税務システム刷新担当・納税管理課・特別滞納整理課・法人税務課・資産課税課、各区役所市民部課税課・納税課
	使用者数	<選択肢> ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1 業務全般 本人確認を行う際に個人番号を使用する。 2 申告書等受付業務 納税義務者(代理人)より提出された申告書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 3 賦課決定・賦課更正業務 納税通知書等に個人番号を出力し、納税義務者へ送付する。 4 調査業務 生活保護受給情報、障がい者情報、所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定、扶養控除の是正等を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養控除関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを統合宛名サーバに記録する。
	情報の突合 ※	個人番号と内部識別番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	国の求めによる統計調査や、調定額、納税義務者数の統計分析は行うが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	市税の賦課決定及び賦課更正、減免の決定 市税の還付、充当及び滞納者に対する滞納処分
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (13) 件
委託事項1		ホスティングサービス業務
①委託内容		大型汎用機による電算処理の実行等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	ホスティング作業については、全てのデータを取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan 株式会社 西日本公共ビジネス統括部(福岡)
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。
	⑨再委託事項	- 運用保守に関するシステム問合せの対応 - 各種サーバサポート作業 - 課題対応 - サービス全体のバックアップテープの遠隔地保管業務

委託事項2～5		
委託事項2		市税総合システムのバックアップテープの遠隔地保管業務
①委託内容		市税総合システムのバックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送、保存するもの
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者
	その妥当性	バックアップテープの遠隔地保管作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部(福岡)
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 ・ 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・ 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 ・ 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・ 全部又は大部分の再委託でないこと。 ・ 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	市税総合システムのバックアップ媒体(LTO媒体)保管

委託事項3		ソフトウェアサポート業務委託
①委託内容		市税総合情報システムの再構築・改修・運用保守等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において、そのシステムが取り扱う特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があるもの。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (既存市税総合情報システム内)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部(福岡)
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 ・ 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・ 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 ・ 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・ 全部又は大部分の再委託でないこと。 ・ 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	市税総合情報システムの保守・改修業務の一部

委託事項4		福岡市税証明郵送請求センター管理運營業務
①委託内容		福岡市税証明郵送請求センターの管理運營業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	税証明及び照会文書発行業務委託において、誤った税証明及び回答を発行しないため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (福岡市の指定する場所におけるシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社パソナ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		福岡市納税お知らせセンター管理運営業務委託	
①委託内容		電話等による市税納付案内業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税滞納整理対象者	
	その妥当性	滞納情報確認や折衝記録入力作業が発生するため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (福岡市の指定する場所におけるシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 アイティフォー・ベックス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6～10		
委託事項6		データエントリー業務
①委託内容		給与支払報告書、市県民税申告書、確定申告書等のデータエントリー
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	〔 100万人以上1,000万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等の一部
	その妥当性	電算処理業務のために各種資料の情報を電子データに変換する必要がある、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数		〔 100人以上500人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 ○ 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 ○ 〕紙 〔 〕その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		NDSデータソリューションズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託しない 〕 ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		eLTAXに係るASPサービス運用業務委託	
①委託内容		地方税ポータルセンターが提供する電子申告及び国税連携の機能を、LGWAN回線を用いてASPサービスとして提供する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXシステムを利用して電子データで申告等を行う者。	
	その妥当性	地方税ポータルシステムとの連携及び、当該連携に係るサーバ等の保守管理を行う上で、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 100人以上500人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (eLTAXシステム)	
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ・アイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 ・ 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・ 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 ・ 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・ 全部又は大部分の再委託でないこと。 ・ 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。	
	⑨再委託事項	ASPサービス利用における現地等対応作業、問合せ対応。	

委託事項8		ホスト常駐外等システムの保守・運用業務委託	
①委託内容		常駐外等システムの運用支援及びシステム改修作業等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者	
	その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において、そのシステムが取り扱う特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があるもの。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (既存の常駐外等システム内)	
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 オリズン	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項9		共通基盤の運用・保守業務
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務等（共通基盤にて提供する機能の運用・保守、バックアップデータの取得と遠隔地保管、障害・異常発生時の確認及び復旧等）
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	運用・保守作業においては、バックアップや遠隔地保管作業、障害時等の対応により全てのデータを取り扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体を対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （システムの直接操作）
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日立製作所 九州支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。
	⑨再委託事項	・運用保守に関するシステム問合せの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応 ・インフラ共通基盤サービス全体のバックアップテープの遠隔地保管業務

委託事項10		福岡市税収納管理センター管理運営業務委託	
①委託内容		福岡市税収納管理センターの管理運営業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者	
	その妥当性	市税にかかる消込、還付、口座等の業務において、誤った処理をしないため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (福岡市の指定する場所におけるシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社パソナ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項11～15		
委託事項11		市税関係資料電子化業務委託
①委託内容		市税関係資料電子化の業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	市税関係資料の管理方法や確認作業など業務効率化及び執務室における省スペース化等を図るため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		随時、公募により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項13		税システム構築・保守業務委託
①委託内容		税システムの構築及び構築したシステムの運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	システム構築におけるデータ移行及びテスト等、また、保守業務におけるデータベース管理やジョブ管理等において全てのデータを取り扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体を対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		福岡市税システム構築保守プロジェクト共同企業体 (構成企業) 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部(福岡) 株式会社両備システムズ NTT-ATエムタック株式会社 株式会社JECC 本社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。
	⑨再委託事項	・宛名、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税の業務の適用作業 ・個人市民税の業務の適用作業 ・固定資産税業務のデータ移行作業 ・個人市民税(申告支援)の業務の適用作業 ・法人市民税の業務の適用作業 ・滞納業務の適用作業 ・収滞納業務のデータ移行作業 ・宛名、軽自動車税、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税業務のデータ移行作業 ・個人市民税、固定資産税業務のデータ移行作業 ・RPAソフト及びAI-OCRソフトに関する品質保証や業務支援 ・RPAソフトのシナリオ設計・AI-OCRソフトの帳票定義等の設計

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (7) 件 ☐ 移転を行っている (19) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	市税賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステム等を通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先2～5	
提供先2	給与所得に係る特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号、地方税法第321条の4第1項及び第7項
②提供先における用途	給与所得に係る特別徴収義務
③提供する情報	給与所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（eLTAXシステム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・特別徴収当初課税通知 年1回(5月) ・決定、変更通知 変更等の発生の都度(随時)
提供先3	
	日本年金機構、年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号、地方税法第321条の7の5第1項
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収義務
③提供する情報	年金所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（eLTAXシステム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収中止の通知(毎月)、年金特別徴収税額変更通知(毎月)

提供先4	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第10号
②提供先における用途	国税の賦課徴収
③提供する情報	国税に関する調査に関し、参考となるべき帳簿書類情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	番号法第19条第1項第10号で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	番号法第19条第1項第10号で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先7	地方共同法人地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、eLTAXシステムにおける識別番号（納税者ID）、ファイル区分（登録、削除）
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に対して電子申告等を行った者のうち、本市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（eLTAXシステム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 国民健康保険法第113条の2
②移転先における用途	1 保険料の賦課基礎並びに保険料の減額、調整交付金等の資料となる所得額等の把握 2 高額療養費の高額所得者判定、国保実態調査及び国保医療給付実態調査での所得及び課税状況の確認及び標準負担額減額認定の判定 3 保険資格の適正化と減免制度の適正実施を図るための調査のため
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 100万人以上1,000万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	〔 ○ 〕 庁内連携システム 〔 〕 電子メール 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 その他 () 〔 〕 専用線 〔 〕 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕 紙
⑦時期・頻度	月次

移転先2～5	
移転先2	保健医療局総務企画部保険年金課、保険医療課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 国民年金法第108条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第37条
②移転先における用途	1 国民年金保険料の免除申請者及び未納対策等にかかる所得額等の調査 2 障害・遺族基礎年金・老齢福祉年金、特別障害給付金の請求及び毎年の支給額決定にかかる所得状況届に必要な本人等の所得等の調査 3 年金生活者支援給付金の請求に必要な本人等の所得額等の調査のため
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	月次
移転先3	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課、こども家庭課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 児童手当法第28条、児童扶養手当法第30条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条
②移転先における用途	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給事務に係る受給資格確認
③移転する情報	本人及び配偶者の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	月次

移転先4	福祉局生活福祉部保護課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 生活保護法第29条・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条
②移転先における用途	1 被保護者及び支援給付対象者に係る前年度の収入(所得)の種類、金額等の把握
③移転する情報	本人及び扶養義務者の賦課情報及び資産の保有情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋数を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年次
移転先5	(令和6年1月16日 削除)
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先6～10	
移転先6	福祉局高齢社会部介護保険課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 介護保険法第203条
②移転先における用途	1 介護保険制度に係る保険料の算定及び介護給付費支給決定
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	月次
移転先7	福祉局高齢社会部事業者指導課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 老人福祉法第36条、老人福祉法施行令第6条第2号
②移転先における用途	1 養護老人ホーム入所措置の要否判定 2 養護老人ホームの入所(扶養義務)者の措置費用負担金(費用徴収基準月額)の算定
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	月次

移転先8	保健医療局総務企画部保険年金課、保険医療課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	・ひとり親家庭等医療費助成及び重度障がい者医療費助成の資格認定時及び更新時における市民税の課税・非課税判定及び所得額、控除額、扶養親族等の確認 ・高額療養費(医療費)請求時における市民税の課税・非課税判定、及び所得額の確認 ・予算算定時における課税・非課税世帯割合の把握
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、その他賦課情報がある者のうち上記の用途に必要な者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	月次
移転先9	こども未来局子育て支援部運営支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 子ども・子育て支援法第16条
②移転先における用途	1 各種保育施設等の利用者負担額の算定 2 幼児教育、保育の無償化に関する副食費徴収の判断及び給付認定資格の確認 3 児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務
③移転する情報	本人及び配偶者の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	月次

移転先10	(令和4年11月30日 削除)
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	

移転先11～15	
移転先11	福祉局障がい者部障がい在宅福祉課、障がい施設福祉課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条
②移転先における用途	障害福祉サービス等のサービス受給可否決定及び利用者負担額の算定等
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋数を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先12	こども未来局子育て支援部こども発達支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条
②移転先における用途	障がい児福祉手当に係るサービス受給の可否
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋数を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

移転先13	保健医療局総務企画部保険年金課、保険医療課	
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 高齢者の医療の確保に関する法律第138条	
②移転先における用途	1 後期高齢者医療制度に係る保険料の賦課基礎並びに保険料の減額、調整交付金等の算定	
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	月次	
移転先14	(令和4年11月30日 削除)	
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度		

移転先15	保健医療局健康医療部精神保健福祉センター
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 自立支援医療受給者の医療費負担上限額の算定等
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋数を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	月次

[illegible]

[illegible]

移転先20	保健医療局保健所精神保健・難病対策部精神保健・難病対策課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 難病の患者に対する医療等に関する法律第37条
②移転先における用途	1 特定医療費(指定難病)支給認定対象者の受給者証の発行等事務
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋数を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] エレクトロニクス [] エレクトロ記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先 21	(令和7年4月1日 削除)
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先 22	住宅都市みどり局住宅部住宅管理課
①法令上の根拠	公営住宅法第34条
②移転先における用途	市営住宅入居者に係る家賃の算定及び減免に必要な収入(所得)の把握
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[] 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

[illegible]

移転先 26	福祉局高齢社会部高齢福祉課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	おむつサービス事業等に係る費用負担算定等 高齢者乗車券交付事業にかかる、交付対象者となる所得要件を満たしているかの確認
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1) 1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	月次
移転先 27	(令和6年12月10日 削除)
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	

移転先28	福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 老人福祉法第36条
②移転先における用途	老人福祉法の規定に基づく福祉の措置に係る高齢者・地域福祉システム構築及び運用
③移転する情報	本人及び扶養義務者の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1) 1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先29	(令和8年4月1日 削除)
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	

移転先30	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	母子父子寡婦福祉資金の貸付に係る資格確認
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[2) 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月次
移転先31	こども未来局子育て支援部障がい児事業所指導課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 児童福祉法第57条の4
②移転先における用途	障がい児通所・入所支援に係る費用負担金等算定
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1) 1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月次

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜市税総合情報システムにおける措置＞ ・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 1. データセンター施設入口の関係者チェック 2. データセンター入口のセキュリティゲート 3. サーバー室入口の電子錠 4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはサーバーラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①統合宛名システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 - なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 ＜次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置＞ 【令和11年9月以降】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	地方税法第17条の5に規定 地方税の賦課徴収事務に使用している間保管する。												

③消去方法	＜市税総合情報システムにおける措置＞ システム上の保有年限を超えた賦課徴収のデータをバッチ処理により定期的に削除を行う。 また、賦課徴収のデータが存在しない宛名等のデータについて、バッチ処理により定期的に削除を行う。 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 申告書等紙媒体についても、内部で定められた期間を保存したのちシュレッダー処理を行う。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①統合宛名システムに格納する特定個人情報とは、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムに格納する特定個人情報の消去は通常行わず、各業務での運用やシステムのディスク容量が不足する際に申請管理システムの保守・運用を行う事業者が適宜消去を行う。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、インフラ共通基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置＞ 【令和11年9月以降】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(共通宛名)

日付、時刻、宛名採番区分、最終宛名コード、宛名コード、履歴番号、氏名カナ、氏名漢字、通称名カナ、通称名漢字、名カナ、名漢字、氏名オーバフロー有無、通称名オーバフロー有無、氏名利用区分、性別区分、生年月日、個人区分、国籍コード、住民コード、住所コード、住所編集コード、住所漢字、方書漢字、郵便番号、住所区分コード、住民となった年月日、住民となった事由コード、住民でなくなった年月日、住民でなくなった事由コード、世帯コード、世帯連番、続柄コード、氏名異動フラグ、住所異動フラグ、個人異動理由コード、個人異動事由コード、異動年月日、届出年月日、所属コード、職員番号、郵便情報フラグ、郵便情報異動年月日、使用禁止フラグ、使用禁止異動年月日、支所コード、校区コード、前住所コード、前住所漢字、前住所方書漢字、前住所郵便番号、在留資格コード、組織区分、前後区分、事業所名カナ、事業所名漢字、本支店名カナ、本支店名漢字、事業所名オーバフロー有無、本支店名オーバフロー有無、事業所区分、本支店区分、事業所グループコード、所在地コード、所在地編集コード、所在地漢字、登録年月日、事業目的コード、名称異動フラグ、所在地異動フラグ、事業所グループコード異動フラグ、異動理由コード、共有者氏名カナ、共有者氏名漢字、共有者氏名オーバフロー有無、共有者数、構成員登録状況区分、個法区分、代表者宛名コード、代表者宛名コード異動フラグ、利用業務コード、送付先連番、送付先履歴番号、送付先区分、送付先名称カナ、送付先名称漢字、特宛人宛名コード、送付先編集区分、開始理由コード、開始年月日、終了理由コード、終了年月日、住記連動フラグ、保護フラグ、送付先電話番号、送付先内線番号、管区コード、連絡先連番、連絡先区分、電話番号、内線番号、FAX電話番号、連絡先名称、開始異動年月日、終了異動年月日、引継情報連番、引継情報内容、処理区分、開始情報入力職員番号、終了情報入力職員番号、関連相手先宛名コード、最新宛名コード、関連事由コード、納付方法、口座連番、口座区分、納付種別、金融機関コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人漢字、納税組合番号、期別、終了期別、口座通知済フラグ、受付連番、申込年月日、連番、世帯履歴フラグ、世帯減フラグ、世帯員宛名コード、世帯員宛名基本履歴番号、世帯異動事由コード、世帯異動年月日、世帯届出年月日、氏名名称カナ、氏名名称漢字、連動処理年月日、連動処理時間、連動処理端末名、続柄グループレベル、住民区分、永住者区分コード、現住所コード、現住所編集コード、現住所漢字、現方書漢字、現郵便番号、現住所区分コード、前住所編集コード、前方書漢字、前郵便番号、前住所区分コード、個人異動年月日、個人届出年月日、個人増異動事由コード、個人増異動年月日、個人増届出年月日、個人減異動事由コード、個人減異動年月日、個人減届出年月日、旧世帯コード、旧住民コード、宛名連動有無フラグ、連動未更新理由コード、住民票コード、届出区分、付番宛名コード、受付番号、氏名フラグ、生年月日フラグ、性別フラグ、続柄フラグ、住民日フラグ、住民でなくなった日フラグ、増情報フラグ、減情報フラグ、住定事由フラグ、住所フラグ、受理通知フラグ、禁止区分、エラーフラグ、併記名カナ、併記名漢字、住外区分、異動前個人異動事由コード、消除フラグ、マイナンバー個人番号、マイナンバー付番年月日、前マイナンバー個人番号、個人番号チェックバイト、証明書種類コード、発行制限条件コード、設定日、設定日入力者所属コード、設定日入力者職員番号、解除日、解除日入力者所属コード、解除日入力者職員番号、車両番号、設定理由コード、解除理由コード、基本最終履歴番号、基本履歴有無フラグ、共通送付先有無フラグ、業務送付先有無フラグ、特宛人有無フラグ、被特宛人有無フラグ、連絡先有無フラグ、引継情報有無フラグ、関連宛名有無フラグ、振替口座有無フラグ、還付口座有無フラグ、給付口座有無フラグ、納組有無フラグ、共有有無フラグ、世帯有無フラグ、共有構成員有無フラグ、発行禁止有無フラグ、氏名外字フラグ、通称名外字フラグ、旧宛名判定区分、旧宛名コード、関連フラグ1、関連フラグ2、関連フラグ3、関連フラグ4、関連フラグ5、関連フラグ6、関連フラグ7、関連フラグ8、関連フラグ9、関連フラグ10、関連フラグ11、関連フラグ12、関連フラグ13、関連フラグ14、関連フラグ15、年度、連携日付、連携時刻、業務コード、連携区分、連携連番、連携異動事由、連動未更新理由、個人連携区分、事業所連携区分、共有者連携区分、送付先連携区分、連絡先連携区分、基本一異動処理日付、基本一異動処理時刻、基本一宛名コード、基本一氏名カナ、基本一氏名漢字、基本一通称名カナ、基本一通称名漢字、基本一名カナ、基本一名漢字、基本一住所コード、基本一住所編集コード、基本一住所漢字、基本一方書漢字、基本一郵便番号、基本一組織区分、基本一前後区分、基本一登録日、基本一名称異動フラグ、基本一所在地異動フラグ、基本一異動理由コード、基本一異動年月日、基本一届出年月日、基本一職員番号、基本一郵便情報フラグ、基本一郵便情報異動年月日、基本一使用禁止フラグ、基本一使用禁止異動年月日、個人一世帯コード、個人一氏名利用区分、個人一性別区分、個人一生年月日、個人一人区分コード、個人一国籍コード、個人一住民コード、個人一住所区分コード、個人一人異動事由コード、個人一続柄コード、個人一住民となった年月日、個人一住民となった事由コード、個人一住民でなくなった年月日、個人一住民でなくなった事由コード、個人一在留資格コード、事業一事業所区分、事業一本支店区分、事業一事業所グループコード、事業一事業目的コード、事業一事業所グループコード異動フラグ、共有共有者数、共有一構成員登録状況区分、共有一個法区分、共有代表者宛名コード、共有代表者宛名コード異動フラグ、送付一利用業務コード、送付一連番、送付一送付先区分、送付一名称カナ、送付一名称漢字、送付一特宛人宛名コード、送付一送付先編集区分、送付一住所コード、送付一住所編集コード、送付一住所漢字、送付一方書漢字、送付一郵便番号、送付一開始理由コード、送付一開始年月日、送付一終了理由コード、送付一終了年月日、送付一異動年月日、送付一郵便情報フラグ、送付一郵便情報異動年月日、送付一使用禁止フラグ、送付一使用禁止異動年月日、送付一電話番号、送付一内線番号、送付一管区コード、連絡一利用業務コード、連絡一連番、連絡一区分、連絡一電話番号、連絡一内線番号、連絡一FAX番号、連絡一連絡先名称、連絡一開始理由コード、連絡一開始年月日、連絡一終了理由コード、連絡一終了年月日、連絡一異動年月日、連絡一使用禁止フラグ、連絡一使用禁止異動年月日、連絡一管区コード、フラ一旧宛名判定区分、フラ一旧宛名コード、関連一関連相手先宛名コード、関連一最新宛名コード、関連一関連事由コード、エラー基本住所エラーフラグ、エラー組織区分エラーフラグ、エラー前後区分エラーフラグ、エラー基本異動理由エラーフラグ、エラー個人異動事由エラーフラグ、エラー事業所区分エラーフラグ、エラー本支店区分エラーフラグ、エラー事業所グループエラーフラグ、エラー個法区分エラーフラグ、エラー代表者宛名エラーフラグ、エラー特宛人エラーフラグ、エラー送付住所エラーフラグ、エラー旧宛名コードエラーフラグ、エラーエラーフラグ14、エラーエラーフラグ15、エラーエラーフラグ16、エラーエラーフラグ17、エラーエラーフラグ18、エラーエラーフラグ19、エラーエラーフラグ20、連動一旧連動情報レコード、連動日付、連動時刻、住所区分、本籍漢字、筆頭者漢字、区コード、納税者ID、最終履歴番号、利用者ID、受付日時、端末ID、利用届出異動事由、利用届出異動年月日、管理一構成管理情報版番号、管理一受付行政機関ID、管理一手続ID、管理一手続名称、属性一申告書様式ID、属性一申告書様式名称、手続一業務区分、手続一税務事務所コード、手続一所属コード、手続一受付行政機関名称、手続一税目区分、手続一作成区分、手続一利用者ID、手続一税目情報格納日時、様式一他有、様式一利用届出受付日時、様式一利用届出受付番号、様式一法人個人区分、様式一法人格、様式一法人格名、様式一前後区分、様式一氏名法人名称フリガナ、様式一氏名法人名称、様式一本支店区分、様式一事業所名フリガナ、様式一事業所名、様式一郵便番号、様式一住所コード、様式一住所所在地、様式一ビルマンション名など、様式一電話番号1、様式一電話番号2、様式一FAX番号、様式一連絡先e-Mail、様式一代表者資格、様式一代表者資格名、様式一代表者氏名フリガナ、様式一代表者氏名、様式一代表者郵便番号、様式一代表者住所コード、様式一代表者住所、様式一代表者ビルマンション名、様式一代表者電話番号、様式一代表者FAX番号、様式一照会番号、様式一送付先郵便番号、様式一送付先住所コード、様式一送付先住所、様式一送付先ビルマンション名、様式一送付先所属役職など、様式一送付先氏名、様式一代理人属性、様式一証明書認証局区分、様式一証明書氏名、様式一証明書住所、様式一証明書発行元認証局、様式一証明書シリアルNo、様式一証明書発行元認証局英字、様式一証明書有効期限自、様式一証明書有効期限至、様式一証明書代理人資格、様式一証明書税理士登録番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

様式一証明書代表者名、様式一証明書代表者資格、様式一証明書生年月日、様式一証明書性別、様式一申告先地方公共団体コ一

様式一証明書代表者名、様式一証明書代表者資格、様式一証明書生年月日、様式一証明書性別、様式一申告先地方公共団体コード、様式一申告先届出受付日時、様式一申告先届出受付番号、様式一申告先税目区分、様式一申告先区税事務所コード、様式一申告先事業所名、様式一申告先事業所住所コード、様式一申告先事業所所在地、様式一申告先入力区分、様式一申告先県市区分、様式一申告先申告先税目有効区分、署名一署名日、署名一整理番号、ステータスコード1、ステータス情報1、ステータスコード2、ステータス情報2、ステータスコード3、ステータス情報3、ステータスコード4、ステータス情報4、ステータスコード5、ステータス情報5、ステータスコード6、ステータス情報6、ステータスコード7、ステータス情報7、ステータスコード8、ステータス情報8、ステータスコード9、ステータス情報9、ステータスコード10、ステータス情報10、審査一電子証明書チェック区分、審査一審査結果区分、審査一職権訂正フラグ、審査一基幹連携フラグ、審査一基幹連携連番、審査一最新連携日時、審査一審査日時、審査一職権訂正日時、審査一受信日時、審査一受付日、申告先税目関連一納税者管理番号、申告先税目関連一課税番号、申告先税目関連一補助番号、利用者一利用者ID、利用者一氏名又は名称フリガナ、利用者一氏名又は名称、利用者一本店所在地、利用者一本店郵便番号、利用者一本店電話番号1、利用者一本店電話番号2、利用者一本店FAX番号、利用者一本店連絡先e-Mail、利用者一代表者資格、利用者一代表者資格名、利用者一代表者名フリガナ、利用者一代表者名、利用者一代表者住所、利用者一代表者郵便番号、利用者一代表者電話番号、利用者一代表者FAX番号、利用者一届出受付番号、利用者一代理人属性、利用者一事業所名フリガナ、利用者一事業所名、利用者一本支店区分、納税者一申告データ作成日、納税者一申告データ最終更新日、納税者一申告データ最終署名日、納税者一申告データ送信日、納税者一申告データ作成モード、納税者一ユーザファイル名、受付一送信者利用者ID、受付一受付番号、受付一照会番号、受付一申告受付日時、受付一運用日付、受付一納税者ID、審査更新一最終更新日、端末番号、異動レコード区分、異動区分、異動情報、異累一個基一宛名コード、異累一異動後個人基本情報、異累一個基一異後一宛名コード、異累一個基一異後一履歴番号、異累一個基一異後一氏名カナ、異累一個基一異後一氏名漢字、異累一個基一異後一通称名カナ、異累一個基一異後一通称名漢字、異累一個基一異後一名カナ、異累一個基一異後一名漢字、異累一個基一異後一氏名オーバフロー有無、異累一個基一異後一通称名オーバフロー有無、異累一個基一異後一氏名利用区分、異累一個基一異後一性別区分、異累一個基一異後一生年月日、異累一個基一異後一個人区分、異累一個基一異後一国籍コード、異累一個基一異後一住民コード、異累一個基一異後一住所コード、異累一個基一異後一住所編集コード、異累一個基一異後一住所漢字、異累一個基一異後一方書漢字、異累一個基一異後一郵便番号、異累一個基一異後一住所区分コード、異累一個基一異後一住民となった年月日、異累一個基一異後一住民となった事由コード、異累一個基一異後一住民でなくなった年月日、異累一個基一異後一住民でなくなった事由コード、異累一個基一異後一世帯コード、異累一個基一異後一世帯連番、異累一個基一異後一続柄コード、異累一個基一異後一氏名異動フラグ、異累一個基一異後一住所異動フラグ、異累一個基一異後一個人異動理由コード、異累一個基一異後一個人異動事由コード、異累一個基一異後一異動年月日、異累一個基一異後一届出年月日、異累一個基一異後一所属コード、異累一個基一異後一職員番号、異累一個基一異後一郵便情報フラグ、異累一個基一異後一郵便情報異動年月日、異累一個基一異後一使用禁止フラグ、異累一個基一異後一使用禁止異動年月日、異累一個基一異後一支所コード、異累一個基一異後一校区コード、異累一個基一異後一前住所コード、異累一個基一異後一前住所漢字、異累一個基一異後一前住所方書漢字、異累一個基一異後一前住所郵便番号、異累一個基一異後一在留資格コード、異累一個基一異後一附票個人番号、異累一個基一異後一附票履歴番号、異累一個基一異後一基本履歴有無フラグ、異累一個基一異後一共通送付先有無フラグ、異累一個基一異後一業務送付先有無フラグ、異累一個基一異後一特宛人有無フラグ、異累一個基一異後一被特宛人有無フラグ、異累一個基一異後一連絡先有無フラグ、異累一個基一異後一引継情報有無フラグ、異累一個基一異後一関連宛名有無フラグ、異累一個基一異後一振替口座有無フラグ、異累一個基一異後一還付口座有無フラグ、異累一個基一異後一給付口座有無フラグ、異累一個基一異後一人的非課税フラグ、異累一個基一異後一共有有無フラグ、異累一個基一異後一世帯有無フラグ、異累一個基一異後一共有構成員有無フラグ、異累一個基一異後一発行禁止有無フラグ、異累一個基一異後一氏名外字フラグ、異累一個基一異後一通称名外字フラグ、異累一個基一異後一旧宛名コード、異累一個基一異後一併記名カナ、異累一個基一異後一併記名漢字、異累一異動前個人基本情報、異累一個基一異前一宛名コード、異累一個基一異前一履歴番号、異累一個基一異前一氏名カナ、異累一個基一異前一氏名漢字、異累一個基一異前一通称名カナ、異累一個基一異前一通称名漢字、異累一個基一異前一名カナ、異累一個基一異前一名漢字、異累一個基一異前一名カナ、異累一個基一異前一名カナ、異累一個基一異前一氏名利用区分、異累一個基一異前一性別区分、異累一個基一異前一生年月日、異累一個基一異前一人区分、異累一個基一異前一国籍コード、異累一個基一異前一住民コード、異累一個基一異前一住所コード、異累一個基一異前一住所編集コード、異累一個基一異前一住所漢字、異累一個基一異前一方書漢字、異累一個基一異前一郵便番号、異累一個基一異前一住所区分コード、異累一個基一異前一住民となった年月日、異累一個基一異前一住民となった事由コード、異累一個基一異前一住民でなくなった年月日、異累一個基一異前一住民でなくなった事由コード、異累一個基一異前一世帯コード、異累一個基一異前一世帯連番、異累一個基一異前一続柄コード、異累一個基一異前一氏名異動フラグ、異累一個基一異前住所異動フラグ、異累一個基一異前一人異動理由コード、異累一個基一異前一人異動事由コード、異累一個基一異前一異動年月日、異累一個基一異前一届出年月日、異累一個基一異前一所属コード、異累一個基一異前一職員番号、異累一個基一異前一郵便情報フラグ、異累一個基一異前一郵便情報異動年月日、異累一個基一異前一使用禁止フラグ、異累一個基一異前一使用禁止異動年月日、異累一個基一異前一支所コード、異累一個基一異前一校区コード、異累一個基一異前一前住所コード、異累一個基一異前一前住所漢字、異累一個基一異前一前住所方書漢字、異累一個基一異前一前住所郵便番号、異累一個基一異前一在留資格コード、異累一個基一異前一基本履歴有無フラグ、異累一個基一異前一共通送付先有無フラグ、異累一個基一異前一業務送付先有無フラグ、異累一個基一異前一特宛人有無フラグ、異累一個基一異前一被特宛人有無フラグ、異累一個基一異前一連絡先有無フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(個人市民税)

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、宛名コード、消除区分、性別、生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保護区分、障害者区分、療育手帳区分、被扶養専従者区分、事業所家屋敷区分、呼出区分、徴収区分、市申送区分、次年度市申送区分、確認呼出市申送区分、市申告書送付停止日、未申告調査区分、給報調査区分、他税務署調査区分、異届調査区分、法定調書調査区分、催告書送付区分、当初被扶養調査区分、事後被扶養調査区分、課税保留区分、賦課通知区分、税務署通報区分、通報年月日、所得税納税者番号、配偶者宛名コード、扶養専従主宛名コード、扶養専従主世帯コード、賦課個人区分、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所コード、賦課住所編集コード、賦課住所漢字、賦課住所方書、優先資料区分、優先資料番号、主事業所指定番号、国保年間賦課額、国保年間納付額、国保高額療養費支給額、介護年間賦課額、介護年間納付額、年金納付額、職業コード、屋号、非課税証明発行区分、証明発行禁止区分、宛名シール発行区分、退職年月日、退職元指定番号、退職元給与、退職元社会保険料、申告会場コード、申告会場名、担当係コード、賦課通知先市町村コード、市外居住合計所得金額、市外次年度照会不要F、移行状態区分、賦課通知送付区分、本年度呼出区分、乙欄区分、予備、ワークステーションID、処理事由、利用者ID、更新日付、更新時間、個人基本異動事由、異動年月日、履歴連番、ワークステーションID、利用者ID、被扶養専従者異動事由、事業所指定番号、個人番号採番区分、特徴最終個人番号、事業所徴収区分、事業所送付区分、事業所調査区分、給報催告状送付日、給報未提出区分、総括表未提出区分、給報提出年月日、総括表上受給者数、給報報告人員、納特区分、納特開始年月、納特終了年月、納入書不要区分、指定区分、総括表送付区分、納入書送付区分、当初特徴通知出力区分、6月義務者数、6月月割額計、7月義務者数、7月月割額計、8月義務者数、8月月割額計、9月義務者数、9月月割額計、10月義務者数、10月月割額計、11月義務者数、11月月割額計、12月義務者数、12月月割額計、1月義務者数、1月月割額計、2月義務者数、2月月割額計、3月義務者数、3月月割額計、4月義務者数、4月月割額計、5月義務者数、5月月割額計、税額変更通知発布日、納税義務者数均等割、納税義務者数所得割、納税義務者数所均、納税義務者数、非課税者数、法人成前事業所指定番号、法源番号、収納異動連番、担当部署名、担当者名、事業所異動事由、事業所個人番号、受給者番号、転勤先指定番号、転勤元指定番号、従業員異動事由、資料区分、資料番号、氏名カナ、電話番号、控対配有、控対配無、控対配老、配特有、扶養特定人数、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、中途就退区分、中途就退年月日、均等割軽減区分、本人希望徴収区分、給報普徴希望区分、青色申告区分、純損失区分、専従配偶者、専従他人数、専従者控除額、本人専従区分、含前職分区分、前職給与収入複数区分、扶養特定済区分、資料提出年月日、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、年調区分、他市町村区分、他市町村回送日、他税務署区分、資料併合状態区分、宛名付設状況区分、次年度呼出区分、控除強制区分、団体区分、所得控除溢れ区分、所得控除件数、所得控除区分1、所得控除額1、所得控除区分2、所得控除額2、所得控除区分3、所得控除額3、所得控除区分4、所得控除額4、所得控除区分5、所得控除額5、所得控除区分6、所得控除額6、所得控除区分7、所得控除額7、所得控除区分8、所得控除額8、所得控除区分9、所得控除額9、所得控除区分10、所得控除額10、所得控除区分11、所得控除額11、所得控除区分12、所得控除額12、所得控除区分13、所得控除額13、所得控除区分14、所得控除額14、所得控除区分15、所得控除額15、所得控除区分16、所得控除額16、所得控除区分17、所得控除額17、所得控除区分18、所得控除額18、所得控除区分19、所得控除額19、所得控除区分20、所得控除額20、所得控除区分21、所得控除額21、所得控除区分22、所得控除額22、所得控除区分23、所得控除額23、所得控除区分24、所得控除額24、所得控除区分25、所得控除額25、警告コード1、警告コード2、警告コード3、警告コード4、警告コード5、エラーコード1、エラーコード2、エラーコード3、エラーコード4、エラーコード5、パンチ入力区、住所区、資料異動事由、2表合算フラグ、所得控除区分26、所得控除額26、所得控除区分27、所得控除額27、所得控除区分28、所得控除額28、所得控除区分29、所得控除額29、所得控除区分30、所得控除額30、課税庁コード、非課税区分、控対配、強制入力区分、所得税更正通知日、減免事由、減免率、減免額、減免申請年月日、減免決定年月日、配偶者所得、所得控除区分31、所得控除額31、所得控除区分32、所得控除額32、所得控除区分33、所得控除額33、所得控除区分34、所得控除額34、所得控除区分35、所得控除額35、所得控除区分36、所得控除額36、所得控除区分37、所得控除額37、所得控除区分38、所得控除額38、所得控除区分39、所得控除額39、所得控除区分40、所得控除額40、所得控除区分41、所得控除額41、所得控除区分42、所得控除額42、所得控除区分43、所得控除額43、所得控除区分44、所得控除額44、所得控除区分45、所得控除額45、所得控除区分46、所得控除額46、所得控除区分47、所得控除額47、所得控除区分48、所得控除額48、所得控除区分49、所得控除額49、所得控除区分50、所得控除額50、所得控除区分51、所得控除額51、所得控除区分52、所得控除額52、所得控除区分53、所得控除額53、所得控除区分54、所得控除額54、所得控除区分55、所得控除額55、所得控除区分56、所得控除額56、所得控除区分57、所得控除額57、所得控除区分58、所得控除額58、所得控除区分59、所得控除額59、所得控除区分60、所得控除額60、所得控除区分61、所得控除額61、所得控除区分62、所得控除額62、所得控除区分63、所得控除額63、所得控除区分64、所得控除額64、所得控除区分65、所得控除額65、特徴指定番号、特徴個人番号、6月月割額、6月特徴指定番号、6月特徴個人番号、7月月割額、7月特徴指定番号、7月特徴個人番号、8月月割額、8月特徴指定番号、8月特徴個人番号、9月月割額、9月特徴指定番号、9月特徴個人番号、10月月割額、10月特徴指定番号、10月特徴個人番号、11月月割額、11月特徴指定番号、11月特徴個人番号、12月月割額、12月特徴指定番号、12月特徴個人番号、1月月割額、1月特徴指定番号、1月特徴個人番号、2月月割額、2月特徴指定番号、2月特徴個人番号、3月月割額、3月特徴指定番号、3月特徴個人番号、4月月割額、4月特徴指定番号、4月特徴個人番号、5月月割額、5月特徴指定番号、5月特徴個人番号、1期期割額、2期期割額、3期期割額、4期期割額、5期期割額、6期期割額、減額区分、特徴発布日、普徴発布日、納税通知書番号、普徴納通出力連番、納期限変更区分、2号該当課税庁コード、給与所得合算区分、還付基準日、賦課異動事由、賦課異動理由、賦課調査事由、済期、開始期、済月、開始月、一括徴収月、所得控除区分66、所得控除額66、所得控除区分67、所得控除額67、所得控除区分68、所得控除額68、所得控除区分69、所得控除額69、所得控除区分70、所得控除額70、所得控除区分71、所得控除額71、所得控除区分72、所得控除額72、所得控除区分73、所得控除額73、所得控除区分74、所得控除額74、所得控除区分75、所得控除額75、所得控除区分76、所得控除額76、所得控除区分77、所得控除額77、所得控除区分78、所得控除額78、所得控除区分79、所得控除額79、所得控除区分80、所得控除額80、所得控除区分81、所得控除額81、所得控除区分82、所得控除額82、所得控除区分83、所得控除額83、所得控除区分84、所得控除額84、所得控除区分85、所得控除額85、所得控除区分86、所得控除額86、所得控除区分87、所得控除額87、所得控除区分88、所得控除額88、所得控除区分89、所得控除額89、所得控除区分90、所得控除額90、所得控除区分91、所得控除額91、所得控除区分92、所得控除額92、所得控除区分93、所得控除額93、所得控除区分94、所得控除額94、所得控除区分95、所得控除額95、所得控除区分96、所得控除額96、所得控除区分97、所得控除額97、所得控除区分98、所得控除額98、所得控除区分99、所得控除額99、所得控除区分100、所得控除額100、年月度、異動後賦課連番、異動戻り区分、決定区分1、決定区分2、決定区分3、連番、枝番、調定年度、調定年月、過年度増分税額、過年度納期限、過年度通知日、賦課連番、期別、最終事業所指定番号1、最終事業所指定番号2、最終事業所指定番号3、最終事業所指定番号4、最終事業所指定番号5、最終事業所指定番号6、最終事業所指定番号7、最終事業所指定番号8、最終事業所指定番号9、最終事業所指定番号10、最終納通番号1、最終納通番号2、最終納通番号3、最終納通番号4、最終納通番号5、最終納通番号6、最終納通番号7、最終納通番号8、最終納通番号9、最終納通番号10、最終納通番号11、最終納通番号12、最終納通番号13、最終納通番号14、最終納通番号15、最終納通番号16、最終納通番号17、最終納通番号18、最終納通番号19、最終納通番号20

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

最終納通番号21、最終納通番号22、最終納通番号23、最終納通番号24、最終納通番号25、最終納通番号26、最終納通番号27、最終納通番号28、最終納通番号29、最終納通番号30、最終納通番号31、最終納通番号32、最終納通番号33、最終納通番号34、最終納通番号35、最終納通番号36、最終納通番号37、最終納通番号38、最終納通番号39、最終納通番号40、最終納通番号41、最終納通番号42、最終証明発行番号、最終課税証明発行番号、最終非課税証明発行番号、最終所得証明発行番号、最終国税検索連番、最終申告書系資料番号1、最終申告書系資料番号2、最終申告書系資料番号3、最終申告書系資料番号4、最終申告書系資料番号5、最終申告書系資料番号6、最終申告書系資料番号7、最終申告書系資料番号8、最終申告書系資料番号9、最終申告書系資料番号10、最終申告書系資料番号11、最終申告書系資料番号12、最終申告書系資料番号13、最終申告書系資料番号14、最終申告書系資料番号15、最終申告書系資料番号16、最終申告書系資料番号17、最終申告書系資料番号18、最終申告書系資料番号19、最終申告書系資料番号20、最終申告書系資料番号21、最終申告書系資料番号22、最終申告書系資料番号23、最終申告書系資料番号24、最終申告書系資料番号25、最終申告書系資料番号26、最終申告書系資料番号27、最終申告書系資料番号28、最終申告書系資料番号29、最終申告書系資料番号30、最終申告書系資料番号31、最終申告書系資料番号32、最終申告書系資料番号33、最終申告書系資料番号34、最終申告書系資料番号35、最終申告書系資料番号36、最終申告書系資料番号37、最終申告書系資料番号38、最終申告書系資料番号39、最終申告書系資料番号40、最終申告書系資料番号41、最終申告書系資料番号42、最終申告書系資料番号43、最終申告書系資料番号44、最終申告書系資料番号45、最終申告書系資料番号46、最終申告書系資料番号47、最終申告書系資料番号48、最終申告書系資料番号49、最終申告書系資料番号50、最終申告書系資料番号51、最終申告書系資料番号52、最終申告書系資料番号53、最終申告書系資料番号54、最終申告書系資料番号55、最終申告書系資料番号56、最終申告書系資料番号57、最終申告書系資料番号58、最終申告書系資料番号59、最終申告書系資料番号60、最終申告書系資料番号61、最終申告書系資料番号62、最終申告書系資料番号63、最終申告書系資料番号64、最終申告書系資料番号65、最終申告書系資料番号66、最終申告書系資料番号67、最終申告書系資料番号68、最終申告書系資料番号69、最終申告書系資料番号70、DB識別区分、最終世帯連番、最終資料区分1、最終資料番号1、最終資料区分2、最終資料番号2、最終資料区分3、最終資料番号3、最終資料区分4、最終資料番号4、最終資料区分5、最終資料番号5、最終資料区分6、最終資料番号6、最終資料区分7、最終資料番号7、最終資料区分8、最終資料番号8、最終資料区分9、最終資料番号9、最終資料区分10、最終資料番号10、最終資料区分11、最終資料番号11、最終資料区分12、最終資料番号12、最終資料区分13、最終資料番号13、最終資料区分14、最終資料番号14、最終資料区分15、最終資料番号15、最終訂正書番号一バッチ、最終訂正書番号一オン、オンライン排他フラグ、賦課異動理由内容、1期納期限、2期納期限、3期納期限、4期納期限、5期納期限、6期納期限、補記内容、相対番号、最終相対番号、処理年月日、処理時分秒、過年度区分、個人基本情報、異動前賦課情報、異動後賦課情報、異動前過年度情報、異動後過年度情報、税目コード、種別コード、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、日付6、日付7、日付8、日付9、日付10、日付11、日付12、異動区分、更正事由、市区コード、通知書番号、事業年度開始日、申告区分、申告連番、課税年度、送付先連番、納期特例フラグ、車両番号、車両更新履歴番号、更正決定通知日、所得税更正決定通知日、期別コード01、本税調定額01、期別納期限01、人数01、期別コード02、本税調定額02、期別納期限02、人数02、期別コード03、本税調定額03、期別納期限03、人数03、期別コード04、本税調定額04、期別納期限04、人数04、期別コード05、本税調定額05、期別納期限05、人数05、期別コード06、本税調定額06、期別納期限06、人数06、期別コード07、本税調定額07、期別納期限07、人数07、期別コード08、本税調定額08、期別納期限08、人数08、期別コード09、本税調定額09、期別納期限09、人数09、期別コード10、本税調定額10、期別納期限10、人数10、期別コード11、本税調定額11、期別納期限11、人数11、期別コード12、本税調定額12、期別納期限12、人数12、率変更年月日、報奨金区分、所在地区、市内外コード、公称町コード、調定額1、調定額2、予定決定区分、処理日、訂正書番号、更新年月日、カナ氏名、漢字氏名、住所、方書、区コード、市外区分、賦課屋号、賦課の有無、2号対象者異動事由、年税額、特徴税額、普徴税額、控除不足額、充当額、充当済額、6月指定番号、6月個人番号、7月指定番号、7月個人番号、8月指定番号、8月個人番号、9月指定番号、9月個人番号、10月指定番号、10月個人番号、11月指定番号、11月個人番号、12月指定番号、12月個人番号、1月指定番号、1月個人番号、2月指定番号、2月個人番号、3月指定番号、3月個人番号、4月指定番号、4月個人番号、5月指定番号、5月個人番号、6月充当額、7月充当額、8月充当額、9月充当額、10月充当額、11月充当額、12月充当額、1月充当額、2月充当額、3月充当額、4月充当額、5月充当額、1期充当額、2期充当額、3期充当額、4期充当額、5期充当額、6期充当額、決定区分、特徴該当フラグ、不一致コード、レコード区分、府県コード、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日、作成年月日、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日、生年月日、生年月日、シフトコード1、氏名漢字、シフトコード2、郵便番号、住所カナ、シフトコード3、住所漢字、シフトコード4、各種区分、処理結果、予備3、各種年月日、各種年月日、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、各種金額4、各種金額5、各種金額6、各種金額7、各種金額8、停止年、停止月、予備4、年金保険者用整理番号2、予備5、年金対象フラグ、年金保険者コード、基礎年金番号、年金支払額、宛名自動付番フラグ、年金特徴停止月、年金特徴納税通知書番号、年金特徴発布日、異動事由、住民でなくなった年月日、仮徴収対象フラグ、新規継続フラグ、年金当初4月月割額、年金当初6月月割額、年金当初8月月割額、年金当初10月月割額、年金当初12月月割額、年金当初2月月割額、年金翌年4月月割額、年金翌年6月月割額、年金翌年8月月割額、税額変更状態フラグ、受信年度、受信番号、申告対象年度、確定申告書区分、取込区分、局署番号、局署名称、整理番号、バッチ番号、受付番号、国税データ作成日、団体確認用コード、台帳番号、データ区分、国税連携データファイル名、国税連携イメージファイル名、イメージ受信有無、イメージ受信日、2表パンチ受信有無、2表パンチ受信日、添付ファイル有無、他市回送区分、他市回送市町村コード、国税連携異動事由、法定調査資料番号、ファイル名、人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別コード、資料年分、資料処理年月日、無効区分、受取人住所、受取人氏名漢字、受取人氏名カナ、英数字項目溢れ区分、英数字項目設定数、英数字項目コード1、英数字項目値1、英数字項目コード2、英数字項目値2、英数字項目コード3、英数字項目値3、英数字項目コード4、英数字項目値4、英数字項目コード5、英数字項目値5、英数字項目コード6、英数字項目値6、英数字項目コード7、英数字項目値7、英数字項目コード8、英数字項目値8、英数字項目コード9、英数字項目値9、英数字項目コード10、英数字項目値10、英数字項目コード11、英数字項目値11、英数字項目コード12、英数字項目値12、英数字項目コード13、英数字項目値13、英数字項目コード14、英数字項目値14、英数字項目コード15、英数字項目値15、英数字項目コード16、英数字項目値16、英数字項目コード17、英数字項目値17、英数字項目コード18、英数字項目値18、英数字項目コード19、英数字項目値19、英数字項目コード20、英数字項目値20、日本語項目溢れ区分、日本語項目設定数、日本語項目コード1、日本語項目値1、日本語項目コード2、日本語項目値2、日本語項目コード3、日本語項目値3、日本語項目コード4、日本語項目値4、日本語項目コード5、日本語項目値5、日本語項目コード6、日本語項目値6、日本語項目コード7、日本語項目値7、日本語項目コード8、日本語項目値8、日本語項目コード9、日本語項目値9、日本語項目コード10、日本語項目値10、日本語項目コード11、日本語項目値11、日本語項目コード12、日本語項目値12、日本語項目コード13、日本語項目値13、日本語項目コード14、日本語項目値14、日本語項目コード15、日本語項目値15、日本語項目コード16、日本語項目値16、日本語項目コード17、日本語項目値17、日本語項目コード18、日本語項目値18、日本語項目コード19、日本語項目値19、日本語項目コード20、日本語項目値20、英数字項目コード21、英数字項目値21、英数字項目コード22、英数字項目値22、英数字項目コード23、英数字項目値23、英数字項目コード24、英数字項目値24

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

英数字項目コード25、英数字項目値25、英数字項目コード26、英数字項目値26、英数字項目コード27、英数字項目値27、英数字項目コード28、英数字項目値28、英数字項目コード29、英数字項目値29、英数字項目コード30、英数字項目値30、英数字項目コード31、英数字項目値31、英数字項目コード32、英数字項目値32、英数字項目コード33、英数字項目値33、英数字項目コード34、英数字項目値34、英数字項目コード35、英数字項目値35、英数字項目コード36、英数字項目値36、英数字項目コード37、英数字項目値37、英数字項目コード38、英数字項目値38、英数字項目コード39、英数字項目値39、英数字項目コード40、英数字項目値40、英数字項目コード41、英数字項目値41、英数字項目コード42、英数字項目値42、英数字項目コード43、英数字項目値43、英数字項目コード44、英数字項目値44、英数字項目コード45、英数字項目値45、住所区コード、消除フラグ、課税区コード、自治体コード、記入フリガナ、記入生年月日、合計寄附金額、団体数、ワンストップ適用判別、異動日、エラーフラグ、5団体超過フラグ、申告書提出フラグ、重複フラグ、手続ID、修正回数、備考、指定番号、発送年度自、発送年度至、猶予期限、所得割調整市、所得割調整県、差引所得割市、差引所得割県、減免前所得割市、減免前所得割県、年税所得割市、年税所得割県、特徴所得割市、特徴所得割県、普徴所得割市、普徴所得割県、年金税額、年金所得割市、年金所得割県、年金特徴税額、年金特徴所得割市、年金特徴所得割県、外国税額控除市、外国税額控除県、減免所得割市、減免所得割県、減免均等割市、減免均等割県、市ふる里寄附金控除額、県ふる里寄附金控除額、市条例等寄附金控除額、県条例等寄附金控除額、市条例対象寄附金額、県条例対象寄附金額、市ふる里特例控除額、県ふる里特例控除額、総合所得総所得市一算出、総合所得総所得県一算出、土地等市一算出、土地等県一算出、分短一般市一算出、分短一般県一算出、分長一般市一算出、分長一般県一算出、分長特定市一算出、分長特定県一算出、分長軽課市一算出、分長軽課県一算出、証券所得市一算出、証券所得県一算出、肉売価額市一算出、肉売価額県一算出、先物取引市一算出、先物取引県一算出、上場株式市一算出、上場株式県一算出、分短軽減市一算出、分短軽減県一算出、分長軽特市一算出、分長軽特県一算出、山林所得市一算出、山林所得県一算出、一般株式市一算出、一般株式県一算出、上場株等配当所得市一算出、上場株等配当所得県一算出、調整控除額市、調整控除額県、控除不足額市、控除不足額県、減免前均等割市、減免前均等割県、年税均等割市、年税均等割県、特徴均等割市、特徴均等割県、普徴均等割市、普徴均等割県、年金均等割市、年金均等割県、年金特徴均等割市、年金特徴均等割県、配当控除市、配当控除県、住宅借入金特別控除市、住宅借入金特別控除県、月割額1、月割額2、月割額3、月割額4、月割額5、月割額6、月割額7、月割額8、月割額9、月割額10、月割額11、月割額12、期割額1、期割額2、期割額3、期割額4、期割額5、期割額6、年金月割額1、年金月割額2、年金月割額3、年金月割額4、年金月割額5、年金月割額6、仮徴収月割額1、仮徴収月割額2、仮徴収月割額3、住登外課税通知作成日、事業所利用者ID、事業所納税者ID、COPY有無、受付行政機関ID、申告書様式ID、申告受付日時、納税者ID、給与支払年分、申告の種類、提出年月日、給与支払者の法人番号、給与支払者のカナ、給与支払者の名称、受取方法、通知先アドレス

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(軽自動車税)

レコード使用区分、現年度、最新車両コード、パッチ起動フラグ、現随納付番号、過随納付番号、過随納付番号年度、異累一前回処理年月日、異累一前回処理時間、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時間、車両コード、車両履歴番号、標識コード、標識記号、標識番号、車種コード、車種分類コード、車台番号、型式番号、車名コード、出力、義務者宛名コード、納税義務者区分、サブ宛名コード、送付先区分、課税区分、特例区分、リース区分、登録理由コード、登録年月日、登録処理年月日、廃車理由コード、廃車年月日、廃車処理年月日、課税停止有無フラグ、減免有無フラグ、定置場住所コード、賦課区コード、標識回収区分、項目修正理由コード、項目修正処理年月日、更新処理WSID、更新処理年月日、更新処理時間、更新処理理由コード、更新処理区コード、更新処理部署、更新処理担当者、初度検査年月、用途、燃費基準、排出ガス適合区分、現年度フラグ、課税年度、課税履歴番号、調定年度、納付番号、収納異動連番、期別、課税状況コード、賦課異動理由コード、賦課異動処理年月日、税率、減免額、年税額、通知税額、口座連番、口座履歴、納期限区分、納期限、通知年月日、再送付年月日、通知書作成年月日、予定決定フラグ、レコード区分、減免履歴番号、申請年月日、開始理由コード、開始年月日、開始処理年月日、障害者宛名コード、減免率、解除理由コード、解除年月日、解除処理年月日、特記事項、処理種別、業務コード、処理コード、処理区分コード、異動累積データ、集計年月日、集計区分、原一登録、原一廃車、原二乙登録、原二乙廃車、原二甲登録、原二甲廃車、ミニ登録、ミニ廃車、小特農登録、小特農廃車、小特特登録、小特特廃車、軽二登録、軽二廃車、軽三登録、軽三廃車、軽四乗営登録、軽四乗営廃車、軽四乗自登録、軽四乗自廃車、軽四貨営登録、軽四貨営廃車、軽四貨自登録、軽四貨自廃車、自二登録、自二廃車、合計登録、合計廃車、集計年月、原付一種、原付二種乙、原付二種甲、ミニカー、小特農耕、小特その他、軽二輪、軽三輪、軽四乗用営、軽四乗用自、軽四貨物営、軽四貨物自、自動二輪、合計、処理年月、税率、通知税額、取込年月日、申告書連番、所有者氏名、使用者氏名、異動理由コード、異動年月日、旧標識コード、旧標識記号、旧標識番号、処理済年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(固定資産税)

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備1、土地物件番号、予備2、予備3、予備4、区コード、物件所在地町丁コード、物件所在地街区、物件所在地本番、物件所在地枝番、物件所在地小番、物件所在地支号、物件所在地地判、納税義務者宛名コード、納税義務者持分コード、画地番号、画地所在地町丁コード、画地所在地街区、画地所在地本番、画地所在地枝番、画地所在地小番、画地所在地支号、画地所在地地判、画地判定区分、非課税区分、個人法人区分、閉鎖区分、分合筆元先区分、分合筆受付年月日、土地登記受付年月日、土地登記原因年月日、土地登記原因事由、登記地目、登記地積、登記名義人氏名、登記名義人住所、登記名義人宛名コード、登記名義人持分コード、所有者判定区分、土地権利原因年月日、権利原因事由、権利受付年月日、市街化区分、市街化編入年度、土地調査年月日、未調査区分、異動年月日、台帳異動年月日、仮換地番号、評価方法、評価地目、評価地積、現況原因事由、敷地権判定区分、台帳判定区分、整理判定区分、面積判定区分、個別補正率、一筆評点数判定区分、土地非課税コード1、土地非課税開始年度1、土地非課税終了年度1、非課税地積1、土地非課税コード2、土地非課税開始年度2、土地非課税終了年度2、非課税地積2、月割減免1項、月割減免1号、月割減免1開始年月、月割減免1終了年月、月割減免1率分子、月割減免1率分母、月割減免1地積、月割減免2項、月割減免2号、月割減免2開始年月、月割減免2終了年月、月割減免2率分子、月割減免2率分母、月割減免2地積、月割減免1項、期割減免1号、期割減免1開始年月、期割減免1終了年月、期割減免1率分子、期割減免1率分母、期割減免1地積、期割減免2項、期割減免2号、期割減免2開始年月、期割減免2終了年月、期割減免2率分子、期割減免2率分母、期割減免2地積、特例コード、特例開始年度、特例終了年度、特例地積、特記事項区分、用途区分、状況類似番号、一筆有効宅地化率、土地ファイル区分、固定小規模達成率、固定小規外達成率、固定非住宅達成率、都計小規模達成率、都計小規外達成率、都計非住宅達成率、類似土地町丁コード、類似土地街区、類似土地本番、類似土地枝番、類似土地小番、類似土地支号、類似土地地判、S63単価、H01単価、H02単価、H03単価、H04単価、H05単価、H06単価、H07単価、H08単価、H09単価、H10単価、H11単価、H12単価、H13単価、H14単価、H15単価、H16単価、H17単価、H18単価、H19単価、H20単価、H21単価、H22単価、H23単価、H24単価、H25単価、H26単価、H27単価、H28単価、H29単価、H30単価、H31単価、H32単価、H33単価、課税標準修正フラグ、小規模地積、小規外地積、非住宅地積、前基準年度評価額、本年度評価額、本年度下落前評価額、固定小規模課税額前基準、固定小規模課税額現基準、固定小規模課税額上昇率、固定小規模課税額負担調、固定小規模課税額本年度、固定小規模課税額上昇割合、固定小規模区分、固定小規模価格、固定小規模フラグ、固定小規外課税額前基準、固定小規外課税額現基準、固定小規外課税額上昇率、固定小規外課税額負担調、固定小規外課税額本年度、固定小規外課税額上昇割合、固定小規外区分、固定小規外価格、固定小規外フラグ、固定非住宅課税額前基準、固定非住宅課税額現基準、固定非住宅課税額上昇率、固定非住宅課税額負担調、固定非住宅課税額本年度、固定非住宅課税額上昇割合、固定非住宅区分、固定非住宅価格、固定非住宅フラグ、固定課税標準額合計前基準、固定課税標準額合計現基準、固定課税標準額合計本年度、固定課税標準額合計価格、固定特例課税額、固定月割減免1税額、固定月割減免2税額、固定期割減免1税額、固定期割減免2税額、固定期割減免税額合計、固定減税額、固定猶予税額、固定軽減税額、都計小規模課税額前基準、都計小規模課税額現基準、都計小規模課税額上昇率、都計小規模課税額負担調、都計小規模課税額本年度、都計小規模課税額上昇割合、都計小規模区分、都計小規模価格、都計小規模課税額フラグ、都計小規外課税額前基準、都計小規外課税額現基準、都計小規外課税額上昇率、都計小規外課税額負担調、都計小規外課税額本年度、都計小規外課税額上昇割合、都計小規外区分、都計小規外価格、都計小規外課税額フラグ、都計非住宅課税額前基準、都計非住宅課税額現基準、都計非住宅課税額上昇率、都計非住宅課税額負担調、都計非住宅課税額本年度、都計非住宅課税額上昇割合、都計非住宅区分、都計非住宅価格、都計非住宅フラグ、都計課税標準額合計前基準、都計課税標準額合計現基準、都計課税標準額合計本年度、都計課税標準額合計価格、都計特例課税額、都計月割減免1税額、都計月割減免2税額、都計期割減免1税額、都計期割減免2税額、都計期割減免税額合計、都計減税額、都計猶予税額、都計軽減税額、納税サイン、共有者数、予備5、予備6、予備7、予備8、予備9、予備10、予備11、予備12、予備13、予備14、予備15、予備16、予備17、予備18、土地フラグ1、土地フラグ2、土地フラグ3、土地フラグ4、土地フラグ5、予備エリア、H34単価、H35単価、H36単価、H37単価、H38単価、予備エリア2、整理番号、特殊地番、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、課税年度1、土地物件番号1、登記受付年月日1、履歴番号1、課税年度2、土地物件番号2、登記受付年月日2、履歴番号2、分合筆区分、画地町丁コード、画地街区、画地本番、画地枝番、画地小番、画地支号、画地地判、課税地目、課税地積、筆数、平米当り評点合計、総評価額、状況番号、正面図面番号、正面街路番号、正面街路番号枝番、正面奥行価格通減率実測、正面奥行価格通減率、正面間口狭小補正率実測、正面間口狭小補正率、正面奥行長短補正率、正面奥行短小補正率、正面路線前回単価、正面路線今回単価、正面路線評点数、側二方1図面番号、側二方1街路番号、側二方1街路番号枝番、側二方1奥行価格通減率実測、側二方1奥行価格通減率、側二方1加算率区分、側二方1加算率、側二方1前回単価、側二方1今回単価、側二方1評点数、側二方1用途、側二方1状態番号、側二方2図面番号、側二方2街路番号、側二方2街路番号枝番、側二方2奥行価格通減率実測、側二方2奥行価格通減率、側二方2加算率区分、側二方2加算率、側二方2判定区分、側二方2前回単価、側二方2今回単価、側二方2評点数、側二方2用途、側二方2状態番号、側二方3図面番号、側二方3街路番号、側二方3街路番号枝番、側二方3奥行価格通減率実測、側二方3奥行価格通減率、側二方3加算率区分、側二方3加算率、側二方3前回単価、側二方3今回単価、側二方3評点数、側二方3用途、側二方3状態番号、前回基本評点数、今回基本評点数、無道路地補正率、通路開設補正率、陸地割合、不整形地補正率、事業認可補正率、計画決定補正率、雑種地係数、雑種地補正率、補正コード1、補正率1、補正コード2、補正率2、補正コード3、補正率3、補正コード4、補正率4、補正コード5、補正率5、補正コード6、補正率6、補正コード7、補正率7、補正コード8、補正率8、有効宅地化率、地勢補正率、公法規制補正率、調整補正率、不能山林区分、比準割合、造成費区分、道路条件、下落修正率1、下落修正率2、下落修正率3、角地比準割合区分、角地比準割合、逆三角地比準割合区分、逆三角地比準割合、評点数判定区分、今回評点数、前回評点数、比準土地町丁コード、比準土地街区、比準土地本番、比準土地枝番、比準土地小番、比準土地支号、比準土地地判、比準土地評価地目、住宅用地按分率、家調区分1、家屋町丁コード1、家屋街区1、家屋本番1、家屋枝番1、家屋小番1、家屋支号1、棟1、敷地割合1、制限割合1、政令割合区分1、政令割合1、適用区分1、住宅戸数1、家調区分2、家屋町丁コード2、家屋街区2、家屋枝番2、家屋小番2、家屋支号2、棟2、敷地割合2、制限割合2、政令割合区分2、政令割合2、適用区分2、住宅戸数2、家調区分3、家屋町丁コード3、家屋街区3、家屋本番3、家屋枝番3、家屋小番3、家屋支号3、棟3、敷地割合3、制限割合3、政令割合区分3、政令割合3、適用区分3、住宅戸数3、画地計算区分、予備フラグ1、予備フラグ2、予備フラグ3、予備フラグ4、予備フラグ5、課税年度、家屋号番、家屋室番、更正年月、更正事由、更正原因日、確定フラグ、一筆住宅戸数、代表者宛名コード、代表者持分コード、代表者送付先コード、家屋物件番号、区分所有持分分子、区分所有持分分母、区分所有減免項、区分所有減免号、区分所有減免率分子、区分所有減免率分母、決裁区分、決裁日、処理ナンバー、証明発行禁止フラグ、履歴番号、画地更正事由、画地更正原因日、特記事項、予備1、ワークेशनID、処理事由、課税土地一筆表更新前、課税画地表更新前、課税土地一筆表更新後、課税画地表更新後、ワークेशनID、処理事由コード、利用者ID、更新日付、更新時間、図面番号、街路番号、街路番号枝番、S63単価強制入力区分、H03単価強制入力区分、H06単価強制入力区分、H09単価強制入力区分、H12単価強制入力区分、H15単価強制入力区分、H18単価強制入力区分、H21単価強制入力区分、H24単価強制入力区分、H27単価強制入力区分、H30単価強制入力区分、H33単価強制入力区分、S63鑑定価格、H03鑑定価格、H06鑑定価格、H09鑑定価格、H12鑑定価格、H15鑑定価格

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

H18鑑定価格、H21鑑定価格、H24鑑定価格、H27鑑定価格、H30鑑定価格、H33鑑定価格、異動区分、修正年月日、閉鎖年度、S63状況類似番号、H03状況類似番号、H06状況類似番号、H09状況類似番号、H12状況類似番号、H15状況類似番号、H18状況類似番号、H21状況類似番号、H24状況類似番号、H27状況類似番号、H30状況類似番号、H33状況類似番号、S63用途区分、H03用途区分、H06用途区分、H09用途区分、H12用途区分、H15用途区分、H18用途区分、H21用途区分、H24用途区分、H27用途区分、H30用途区分、H33用途区分、S63主路線区分、H03主路線区分、H06主路線区分、H09主路線区分、H12主路線区分、H15主路線区分、H18主路線区分、H21主路線区分、H24主路線区分、H27主路線区分、H30主路線区分、H33主路線区分、S63道路条件強制入力区分、S63道路条件、H03道路条件強制入力区分、H03道路条件、H06道路条件強制入力区分、H06道路条件、H09道路条件強制入力区分、H09道路条件、H12道路条件強制入力区分、H12道路条件、H15道路条件強制入力区分、H15道路条件、H18道路条件強制入力区分、H18道路条件、H21道路条件強制入力区分、H21道路条件、H24道路条件強制入力区分、H24道路条件、H27道路条件強制入力区分、H27道路条件、H30道路条件強制入力区分、H30道路条件、H33道路条件強制入力区分、H33道路条件、S63標準区コード、S63標準図面番号、S63標準街路番号、S63標準街路番号枝番、H03標準区コード、H03標準図面番号、H03標準街路番号、H03標準街路番号枝番、H06標準区コード、H06標準図面番号、H06標準街路番号、H06標準街路番号枝番、H09標準区コード、H09標準図面番号、H09標準街路番号、H09標準街路番号枝番、H12標準区コード、H12標準図面番号、H12標準街路番号、H12標準街路番号枝番、H15標準区コード、H15標準図面番号、H15標準街路番号、H15標準街路番号枝番、H18標準区コード、H18標準図面番号、H18標準街路番号、H18標準街路番号枝番、H21標準区コード、H21標準図面番号、H21標準街路番号、H21標準街路番号枝番、H24標準区コード、H24標準図面番号、H24標準街路番号、H24標準街路番号枝番、H27標準区コード、H27標準図面番号、H27標準街路番号、H27標準街路番号枝番、H30標準区コード、H30標準図面番号、H30標準街路番号、H30標準街路番号枝番、H33標準区コード、H33標準図面番号、H33標準街路番号、H33標準街路番号枝番、特記事項有無区分、H36単価強制入力区分、H36鑑定価格、H36状況類似番号、H36用途区分、H36主路線区分、H36道路条件強制入力区分、H36道路条件、H36標準区コード、H36標準図面番号、H36標準街路番号、H36標準街路番号枝番、基準年度、ワークステーションID、路線価表更新前、路線価表更新後、区分、地図番号、東西、南北、町コード、道路幅員、道路幅員格差率、舗装、舗装格差率、種別、種別格差率、連続性、連続性格差率、車両通行規制、車両通行規制格差率、歩道、歩道格差率、側溝、側溝格差率、街路樹、街路樹格差率、電線の地中化、電線の地中化格差率、勾配、勾配格差率、街路条件その他格差率、最寄駅A、最寄駅A距離、最寄駅A格差率、最寄駅B、最寄駅B距離、最寄駅B格差率、乗降客数、乗降客数格差率、大規模店舗A、大規模店舗A距離、大規模店舗A格差率、大規模店舗B、大規模店舗B距離、大規模店舗B格差率、中規模店舗A、中規模店舗A距離、中規模店舗A格差率、中規模店舗B、中規模店舗B距離、中規模店舗B格差率、バス停、バス停距離、バス停格差率、地下街距離、地下街格差率、小学校、小学校距離、小学校格差率、都市高速、都市高速距離、都市高速格差率、幹線道路、幹線道路距離、幹線道路格差率、博多港距離、博多港格差率、流通センタ距離、流通センタ格差率、公園、公園距離、公園格差率、ベイサイド距離、ベイサイド格差率、マリゾン距離、マリゾン格差率、区中心距離、区中心格差率、市場、市場距離、市場格差率、市区役所、市区役所距離、市区役所格差率、天神距離、天神格差率、博多駅距離、博多駅格差率、船着場、船着場距離、船着場格差率、市街地距離、市街地格差率、主要交差点距離、主要交差点格差率、202号距離、202号格差率、接近条件その他格差率、商業密度、商業密度格差率、下水道、下水道格差率、都市ガス、都市ガス格差率、上水道、上水道格差率、建物階層、建物階層格差率、商業集積、商業集積格差率、駅関係、駅関係格差率、アーケード、アーケード格差率、地位、地位格差率、工業用水、工業用水格差率、幹線道路1、幹線道路2、幹線道路格差率2、変電所、変電所影響、変電所格差率、少年院、少年院影響、少年院格差率、石油タンク、石油タンク影響、石油タンク格差率、下水処理、下水処理影響、下水処理格差率、清掃工場、清掃工場影響、清掃工場格差率、養鶏場、養鶏場影響、養鶏場格差率、食肉工場影響、食肉工場格差率、競艇場影響、競艇場格差率、葬場影響、葬場格差率、JR竹下影響、JR竹下格差率、中部中継影響、中部中継格差率、汚泥管理影響、汚泥管理格差率、高速道路1、高速道路2、高速道路格差率、環境条件その他格差率、用途地域、用途地域格差率、建ぺい率、建ぺい率格差率、容積率、容積率格差率、基準容積率、基準容積格差率、防火規制、防火規制格差率、風致地区、風致地区格差率、高さ制限、高さ制限格差率、駐車場整備地区、駐車場整備地区格差率、建築協定地区、建築協定地区格差率、宅地造成地区、宅地造成地区格差率、臨港地区、臨港地区格差率、立地、立地格差率、公岸、公岸格差率、航空、航空格差率、行政条件その他格差率、標準宅地代表地、標準宅地系統、標準宅地建密、標準宅地住密、標準宅地工密、標準宅地画規、標準宅地地特、標準宅地自然、標準宅地開発、街路条件格差率、接近条件格差率、環境条件格差率、行政条件格差率、その他格差率、相乗積、路線価、予備1区分、予備1距離、予備1格差率、予備2区分、予備2距離、予備2格差率、予備3区分、予備3距離、予備3格差率、予備4区分、予備4距離、予備4格差率、予備5区分、予備5距離、予備5格差率、修正率1、修正率2、修正率3、間口距離、奥行距離、画地総地積、宛名コード、制限面積、タイムスタンパー日付、タイムスタンパー時刻、番号、室番、家屋所在地町丁コード、家屋所在地街区号、家屋所在地本番、家屋所在地枝番、家屋所在地小番、家屋所在地支号、棟番、在判、主附区分、登記判定、家屋名称、登記種類コード1、登記種類コード2、登記種類コード3、登記種類コード4、登記種類コード5、登記種類コード6、登記種類コード7、登記種類コード8、登記構造コード1、登記構造コード2、登記構造コード3、登記構造コード4、登記構造コード5、登記構造コード6、登記構造コード7、登記構造コード8、登記構造コード9、登記階層地上、登記階層地下、登記階層塔屋、該当階1、該当階2、共用区分、規約共用区分、登記床面積一階、登記床面積二階、登記床面積以外、登記床面積延床、登記受付年月日、登記原因年月日、登記原因事由、権利目的コード、権利受付番号、権利原因年月日、名義人登記判定、名義人宛名コード、名義人持分コード、名義人氏名、名義人住所、敷地権の土地町丁コード、敷地権の土地街区号、敷地権の土地本番、敷地権の土地枝番、敷地権の土地小番、敷地権の土地支号、敷地権の土地外筆、義務者宛名コード、義務者持分コード、敷地権コード、家屋判定、閉鎖年月日、旧家屋物件番号、旧番号、旧室番、旧台帳棟番、台帳室番、棟数、名寄区分、予備フラグ2、予備フラグ3、予備フラグ4、予備フラグ5、予備フラグ6、予備フラグ7、予備フラグ8、予備フラグ9、予備フラグ10、明細番号、台帳棟番、主たる明細区分、明細用途コード、明細構造コード、明細屋根コード1、明細屋根コード2、明細屋根コード3、明細種類コード1、明細種類コード2、明細種類コード3、明細種類コード4、明細階層地上、明細階層地下、明細階層塔屋、家屋ファイル区分、木非区分、一階床面積、以外床面積、延床面積、課税床面積、住宅部分床面積、非住宅部分床面積、共用部分床面積、新築軽減コード1、新築軽減開始年月1、新築軽減終了年月1、新築軽減該当床面積1、新築軽減住宅戸数1、新築軽減コード2、新築軽減開始年月2、新築軽減終了年月2、新築軽減該当床面積2、新築軽減住宅戸数2、新築軽減切れサイン、特例開始年月、特例終了年月、特例該当床面積、特例率分子、特例率分母、減免コード1、減免開始年月1、減免終了年月1、減免率分子1、減免率分母1、減免該当床面積1、減免コード2、減免開始年月2、減免終了年月2、減免率分子2、減免率分母2、減免該当床面積2、非課税コード、非課税開始年月、非課税終了年月、非課税該当床面積、現在1平当再建築費評点数、前基準年度再建築費評点数、再建築費評点数、前基準年評価額、評価額、評価額3パーセント減前

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

減価償却年度、理論価額、前基準年度上昇率、上昇率、前基準年経年減点補正率、経年減点補正率、一点単価、物価水準による補正率、県調査区分、損耗減点補正率、所在補正、建築補正、住宅戸数、評価基準区分、専有部1平方当り単価、共有部1平方当り単価、分離課税区分、経過年数、建築年月日、新增区分、調査年月日、明細原因年月日、明細原因事由、固定課税標準額、都計課税標準額、固定特例課税標準額、都計特例課税標準額、固定震災特例軽減額、都計震災特例軽減額、新築軽減課税標準額、新築軽減税額、新築軽減税額1、新築軽減税額2、固定減免課税標準額、都計減免課税標準額、固定減免税額、固定減免税額1、固定減免税額2、都計減免税額、都計減免税額1、都計減免税額2、実際の所在地町丁コード、実際の所在地街区号、実際の所在地本番、実際の所在地枝番、実際の所在地小番、実際の所在地支号、実際の所在地外筆、標準家屋フラグ、旧明細番号、同書番号、帳票番号、オンライン処理日、評価番号、発行禁止フラグ、年度、共有者宛名コード、共有持分コード、共有区分、人数、持分コード、敷地権持分分子、敷地権持分母、敷地権区分、異動事由、軽減区分、減免コード、減税率分子、減税率分母、減免開始年月、減免終了年月、分割区分、特殊計算区分、特殊計算方法、住宅部専有床面積、非住宅部専有床面積、受付年月日、予備、更新前一棟情報、更新前明細情報、更新後一棟情報、更新後明細情報、経年減点補正率変更区分、経年減点補正率1、経年減点補正率2、経年減点補正率3、経年減点補正率4、経年減点補正率5、経年減点補正率6、評点区分、処理事由コード、処理年月日、処理時分秒、構成員宛名コード、構成員持分コード、更新前区分所有情報、更新前区分構成員情報、更新後区分所有情報、更新後区分構成員情報、明細数、評価区分、課税床面積一階、課税床面積以外、課税床面積延床、増築年月日、評価戸数、実評価額、レコード区分、外筆所在地1、外筆所在地2、外筆所在地3、外筆所在地4、外筆所在地5、外筆所在地6、外筆所在地7、外筆所在地8、外筆所在地9、外筆所在地10、外筆所在地11、外筆所在地12、外筆所在地13、外筆所在地14、外筆所在地15、外筆所在地16、外筆所在地17、外筆所在地18、外筆所在地19、外筆所在地20、予備2、予備3、予備4、予備5、1階床面積、2階床面積、3階床面積、4階床面積、5階床面積、6階床面積、7階床面積、8階床面積、9階床面積、10階床面積、11階床面積、12階床面積、13階床面積、14階床面積、15階床面積、16階床面積、17階床面積、18階床面積、19階床面積、20階床面積、21階床面積、22階床面積、23階床面積、24階床面積、25階床面積、26階床面積、27階床面積、28階床面積、29階床面積、30階床面積、31階床面積、32階床面積、33階床面積、34階床面積、35階床面積、36階床面積、37階床面積、38階床面積、39階床面積、40階床面積、41階床面積、42階床面積、43階床面積、44階床面積、45階床面積、46階床面積、47階床面積、48階床面積、49階床面積、50階床面積、B1階床面積、B2階床面積、B3階床面積、B4階床面積、B5階床面積、R1階床面積、R2階床面積、R3階床面積、R4階床面積、R5階床面積、義務者送付先コード、更新前課税一棟集計情報、更新後課税一棟集計情報、申告書発送年月日、申告書受付年月日、電話番号、担当者名、税理士コード、税理士電話番号、事業所資産の所在地1町丁コード、事業所資産の所在地1番、事業所資産の所在地1号、事業所資産の所在地1枝、事業所資産の所在地1方書、事業所資産の所在地1屋号、事業所資産の所在地2町丁コード、事業所資産の所在地2番、事業所資産の所在地2号、事業所資産の所在地2枝、事業所資産の所在地2方書、事業所資産の所在地2屋号、事業所資産の所在地3町丁コード、事業所資産の所在地3番、事業所資産の所在地3号、事業所資産の所在地3枝、事業所資産の所在地3方書、事業所資産の所在地3屋号、申告状況区分、申告区別、分離課税有無、実地調査対象区分、最終調査年月日、業種コード、催告日1、催告日2、重点コード、事業開始年月日、決算期1、決算期2、資本金、発送区分、送付理由、発生原因、発生原因年月日、決裁年月日、処理NO、申告書パンチ完了フラグ、償却調査年月日、調査場所区分、発見取得価格、職員番号、前年度帳簿価額1、前年度帳簿価額2、前年度帳簿価額3、前年度帳簿価額4、前年度帳簿価額5、前年度帳簿価額6、前年度帳簿価額7、前年度帳簿価額8、前年度評価額1、前年度評価額2、前年度評価額3、前年度評価額4、前年度評価額5、前年度評価額6、前年度評価額7、前年度評価額8、前年取得価額1、前年取得価額2、前年取得価額3、前年取得価額4、前年取得価額5、前年取得価額6、前年取得価額7、前年取得価額8、前年中減少価額1、前年中減少価額2、前年中減少価額3、前年中減少価額4、前年中減少価額5、前年中減少価額6、前年中減少価額7、前年中取得価額1、前年中取得価額2、前年中取得価額3、前年中取得価額4、前年中取得価額5、前年中取得価額6、前年中取得価額7、前年中取得価額8、取得価額1、取得価額2、取得価額3、取得価額4、取得価額5、取得価額6、取得価額7、取得価額8、帳簿価額1、帳簿価額2、帳簿価額3、帳簿価額4、帳簿価額5、帳簿価額6、帳簿価額7、帳簿価額8、評価額1、評価額2、評価額3、評価額4、評価額5、評価額6、評価額7、評価額8、決定価格区分、決定価格1、決定価格2、決定価格3、決定価格4、決定価格5、決定価格6、決定価格7、決定価格8、課税標準額1、課税標準額2、課税標準額3、課税標準額4、課税標準額5、課税標準額6、課税標準額7、課税標準額8、減免対象課税1、減免対象課税2、減免対象課税3、減免対象課税4、減免対象課税5、減免対象課税6、減免対象課税7、減免対象課税8、特例対象課税1、特例対象課税2、特例対象課税3、特例対象課税4、特例対象課税5、特例対象課税6、特例対象課税7、特例対象課税8、免税点判定、減免税額、削除区分、資産種類、資産コード、資産名称、数量、取得年月、取得特例日区分、取得価額、耐用年数、申告年度、償却特例コード、償却特例率分子、償却特例率分母、償却特例開始年度、償却特例終了年度、減少区分、減少年、減少取得価額、増加償却率1、増加償却月1、増加償却率2、増加償却月2、耐用年数変更1年度、耐用年数変更1耐年、耐用年数変更2年度、耐用年数変更2耐年、耐用年数変更3年度、耐用年数変更3耐年、耐用年数変更4年度、耐用年数変更4耐年、耐用年数変更5年度、耐用年数変更5耐年、前年度帳簿価額、前年度評価額、残存率帳簿、残存率評価、本年度帳簿価額、特別減少帳簿価額、特別減少評価額、強制本年度帳簿価額、強制本年度評価額、課税標準帳簿価額、課税標準評価額、償却減免1コード、償却減免1率分子、償却減免1率分母、償却減免1開始年月、償却減免1終了年月、償却減免2コード、償却減免2率分子、償却減免2率分母、償却減免2開始年月、償却減免2終了年月、評価額補正コード、評価額補正割合、償却家屋番号、償却強制修正区分、簿外区分、特記事項カナ、償却課税異動前、償却課税異動後、償却明細異動前、償却明細異動後、宛名切替区分、申告連番、受付番号、プレ申告作成年月日、プレ申告送信有無フラグ、合算宛名コード、氏名漢字、住所漢字、申告受付日、集計年度、見出し年度、見出し、見出し集計対象年度、区名、申告書受理法累計前月、申告書受理個累計前月、申告書受理法人累計当月、申告書受理個人累計当月、台帳法人総件数、台帳個人総件数、ハガキ受理法累計前月、ハガキ受理個累計前月、ハガキ受理法人累計当月、ハガキ受理個人累計当月、閉鎖法人総件数、閉鎖個人総件数、未発送受理法累計前月、未発送受理個累計前月、未発送受理法人累計当月、未発送受理個人累計当月、法人申告書発送件数、個人申告書発送件数、法人ハガキ発送件数、個人ハガキ発送件数、法人電子対応付件数、個人電子対応付件数、法人電子受付件数、個人電子受付件数、課税分法累計前月、課税分個累計前月、課税分法累計、課税分個累計、免未法累計前月、免未個累計前月、免未法累計、免未個累計、資産無法累計前月、資産無個累計前月、資産無法累計、資産無個累計、年度区分、価格決定未処理法件数、価格決定未処理個件数、端末ID、頁番号、メモ内容、税目、調定年度、納税通知番番号、共有代表宛名コード、口座振替有無、調定区分、更正年度、土地更正事由、家屋更正事由、償却更正事由、賦課修正理由、更正決定年月日、更正予定年月日、通知年月日、強制修正年月日、分割課税区分、土地物件数、土地特殊地番物件数、家屋物件数、家屋特殊地番物件数、固定土地減免物件数、固定家屋減免物件数、固定償却減免物件数、都計土地減免物件数、都計家屋減免物件数、償却資産有無、土地免税点判定、土地一部免税点判定、家屋免税点判定、家屋一部免税点判定、償却免税点判定、償却一部免税点判定、最終履歴番号、収納異動連番、固定土地課税標準額、固定家屋課税標準額、償却資産課税標準額、都計土地課税標準額、都計家屋課税標準額、固定土地按分課税標準額、固定家屋按分課税標準額、都計土地按分課税標準額、都計家屋按分課税標準額、固定土地軽減税額、都計土地軽減税額、土地按分軽減税額、家屋軽減税額区分1、家屋軽減税額1、家屋軽減減件数1、家屋軽減税額区分2、家屋軽減税額2、家屋軽減減件数2、家屋軽減税額区分3、家屋軽減税額3、家屋軽減減件数3、家屋軽減税額区分4、家屋軽減税額4、家屋軽減減件数4、家屋軽減税額区分5、家屋軽減税額5

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

家屋軽減件数5、固定家屋震災軽減税額、都計家屋震災軽減税額、家屋按分軽減税額、固定土地物の減免税額、固定土地人の減免税額、固定家屋物の減免税額、固定家屋人の減免税額、償却資産物の減免税額、償却資産人の減免税額、都計土地物の減免税額、都計土地人の減免税額、都計家屋物の減免税額、都計家屋人の減免税額、固定土地人の減免税額2、固定家屋人の減免税額2、償却資産人の減免税額2、都計土地人の減免税額2、都計家屋人の減免税額2、予備91、予備92、予備93、予備94、固定土地按分税額、都計土地按分税額、固定家屋按分税額、都計家屋按分税額、固定資産税額、都市計画税額、固定算出税額、都計算出税額、理論税額、年税額、決定税額、年税額過年度合計、増減調定額、期別税額1期、期別税額11期、期別税額2期、期別税額12期、期別税額3期、期別税額13期、期別税額4期、期別税額14期、既課税額、納期限1期、納期限11期、納期限2期、納期限12期、納期限3期、納期限13期、納期限4期、納期限14期、過年度税額1期、過年度税額11期、過年度税額2期、過年度税額12期、過年度税額3期、過年度税額13期、過年度税額4期、過年度税額14期、通知書発行禁止フラグ、更正処理フラグ、減免開始年1、減免期開始1、減免期終了1、減免開始年2、減免期開始2、減免期終了2、軽減切れサイン、期割開始期、強制入力区分、賦課課税明細有無、減免終了年1、減免終了年2、決議書印刷フラグ、帳票01送付先郵便番号、帳票01送付先住所漢字1、帳票01送付先住所漢字2、帳票01送付先住所漢字3、帳票01納税義務者氏名漢字、帳票01納税義務者氏名漢字様分、帳票01作成年月日、帳票01更正理由1、帳票01更正理由2、帳票01更正理由3、帳票01市長名、帳票01訂正書整理番号、帳票01調定年度、帳票01調定区分、帳票01課税年度、帳票01宛名コード、帳票01納組番号、帳票01納税通知書番号、帳票01金融機関コード、帳票01期別、帳票01更正前土地固定課標、帳票01更正後土地固定課標、帳票01差引土地固定課標件数、帳票01差引土地固定課標、帳票01更正前家屋固定課標、帳票01更正後家屋固定課標、帳票01差引家屋固定課標件数、帳票01差引家屋固定課標、帳票01更正前償却固定課標、帳票01更正後償却固定課標、帳票01差引償却固定課標件数、帳票01差引償却固定課標、帳票01更正前合計固定課標、帳票01更正後合計固定課標、帳票01差引合計固定課標件数、帳票01差引合計固定課標、帳票01更正前按分固定課標、帳票01更正後按分固定課標、帳票01差引按分固定課標件数、帳票01差引按分固定課標、帳票01更正前按分固定税額、帳票01更正後按分固定税額、帳票01差引按分固定税額件数、帳票01差引按分固定税額、帳票01更正前減免固定資産税額、帳票01更正後減免固定資産税額、帳票01差引減免固定資産税額件数、帳票01差引減免固定資産税額、帳票01更正前新築住宅軽減税額、帳票01更正後新築住宅軽減税額、帳票01差引新築住宅軽減税額件数、帳票01差引新築住宅軽減税額、帳票01更正前年税額、帳票01更正後年税額、帳票01差引年税額件数、帳票01差引年税額、帳票01更正前期別税額1期、帳票01更正後期別税額1期、帳票01差引期別税額1期件数、帳票01差引期別税額1期、帳票01更正前期別税額2期、帳票01更正後期別税額2期、帳票01差引期別税額2期件数、帳票01差引期別税額2期、帳票01更正前期別税額3期、帳票01更正後期別税額3期、帳票01差引期別税額3期件数、帳票01差引期別税額3期、帳票01更正前期別税額4期、帳票01更正後期別税額4期、帳票01差引期別税額4期件数、帳票01差引期別税額4期、帳票01納付税額1期、帳票01納付年月日1期、帳票01納付税額2期、帳票01納付年月日2期、帳票01納付税額3期、帳票01納付年月日3期、帳票01納付税額4期、帳票01納付年月日4期、帳票01更正差額土地、帳票01更正差額家屋、帳票01更正差額償却、帳票01予備1、変更前タイムスタンプー日付、変更前タイムスタンプー時刻、変更前区コード、変更前閉鎖区分、変更前税目、変更前調定年度、変更前課税年度、変更前納税通知書番号、変更前履歴番号、変更前共有代表宛名コード、変更前宛名コード、変更前持分コード、変更前個人法人区分、変更前口座振替有無、変更前調定区分、変更前更正年度、変更前土地更正事由、変更前家屋更正事由、変更前償却更正事由、変更前賦課修正理由、変更前更正決定年月日、変更前更正予定年月日、変更前異動年月日、変更前通知年月日、変更前強制修正年月日、変更前分割課税区分、変更前特記事項区分、変更前土地物件数、変更前土地特殊地番物件数、変更前家屋物件数、変更前家屋特殊地番物件数、変更前固定土地減免物件数、変更前固定家屋減免物件数、変更前固定償却減免物件数、変更前都計土地減免物件数、変更前都計家屋減免物件数、変更前償却資産有無、変更前土地免税点判定、変更前土地一部免税点判定、変更前家屋免税点判定、変更前家屋一部免税点判定、変更前償却免税点判定、変更前償却一部免税点判定、変更前最終履歴番号、変更前収納異動連番、変更前固定土地課税標準額、変更前固定家屋課税標準額、変更前償却資産課税標準額、変更前都計土地課税標準額、変更前都計家屋課税標準額、変更前固定土地按分課税標準額、変更前固定家屋按分課税標準額、変更前都計土地按分課税標準額、変更前都計家屋按分課税標準額、変更前土地地軽減税額、変更前都計土地軽減税額、変更前土地按分軽減税額、変更前家屋軽減税額区分1、変更前家屋軽減税額1、変更前家屋軽減件数1、変更前家屋軽減税額区分2、変更前家屋軽減税額2、変更前家屋軽減件数2、変更前家屋軽減税額区分3、変更前家屋軽減税額3、変更前家屋軽減件数3、変更前家屋軽減税額区分4、変更前家屋軽減税額4、変更前家屋軽減件数4、変更前家屋軽減税額区分5、変更前家屋軽減税額5、変更前家屋軽減件数5、変更前固定家屋震災軽減税額、変更前都計家屋震災軽減税額、変更前家屋按分軽減税額、変更前固定土地物の減免税額、変更前固定土地人の減免税額、変更前固定家屋物の減免税額、変更前固定家屋人の減免税額、変更前償却資産物の減免税額、変更前償却資産人の減免税額、変更前都計土地物の減免税額、変更前都計土地人の減免税額、変更前都計家屋物の減免税額、変更前都計家屋人の減免税額、変更前都計土地人の減免税額2、変更前都計家屋人の減免税額2、変更前償却資産人の減免税額2、変更前都計土地人の減免税額2、変更前都計家屋人の減免税額2、変更前予備91、変更前予備92、変更前予備93、変更前予備94、変更前固定土地按分税額、変更前都計土地按分税額、変更前固定家屋按分税額、変更前都計家屋按分税額、変更前固定資産税額、変更前都市計画税額、変更前固定算出税額、変更前都計算出税額、変更前固定減税額、変更前都計減税額、変更前理論税額、変更前年税額、変更前決定税額、変更前年税額過年度合計、変更前増減調定額、変更前期別税額1期、変更前期別税額11期、変更前期別税額2期、変更前期別税額12期、変更前期別税額3期、変更前期別税額13期、変更前期別税額4期、変更前期別税額14期、変更前既課税額、変更前納期限1期、変更前納期限11期、変更前納期限12期、変更前納期限13期、変更前納期限14期、変更前過年度税額1期、変更前過年度税額11期、変更前過年度税額2期、変更前過年度税額12期、変更前過年度税額3期、変更前過年度税額13期、変更前過年度税額4期、変更前過年度税額14期、変更前通知書発行禁止フラグ、変更前証明発行禁止フラグ、変更前更正処理フラグ、変更前減免コード1、変更前減免率分子1、変更前減免率分母1、変更前減免開始年1、変更前減免期開始1、変更前減免期終了1、変更前減免コード2、変更前減免率分子2、変更前減免率分母2、変更前減免開始年2、変更前減免期開始2、変更前減免期終了2、変更前軽減切れサイン、変更前期割開始期、変更前強制入力区分、変更前賦課課税明細有無、変更前減免終了年1、変更前減免終了年2、変更前予備1、変更後タイムスタンプー日付、変更後タイムスタンプー時刻、変更後区コード、変更後閉鎖区分、変更後税目、変更後調定年度、変更後課税年度、変更後納税通知書番号、変更後履歴番号、変更後共有代表宛名コード、変更後宛名コード、変更後持分コード、変更後個人法人区分、変更後口座振替有無、変更後調定区分、変更後更正年度、変更後土地更正事由、変更後家屋更正事由、変更後償却更正事由、変更後賦課修正理由、変更後更正決定年月日、変更後更正予定年月日、変更後異動年月日、変更後通知年月日、変更後強制修正年月日、変更後分割課税区分、変更後特記事項区分、変更後土地物件数、変更後土地特殊地番物件数、変更後家屋物件数、変更後家屋特殊地番物件数、変更後固定土地減免物件数、変更後固定家屋減免物件数、変更後固定償却減免物件数、変更後都計土地減免物件数、変更後都計家屋減免物件数、変更後償却資産有無、変更後土地免税点判定、変更後土地一部免税点判定、変更後家屋免税点判定、変更後家屋一部免税点判定、変更後償却免税点判定、変更後償却一部免税点判定、変更後最終履歴番号、変更後収納異動連番、変更後固定土地課税標準額、変更後固定家屋課税標準額、変更後償却資産課税標準額、変更後都計土地課税標準額、変更後都計家屋課税標準額、変更後固定土地按分課税標準額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

変更後固定家屋按分課税標準額、変更後都計土地按分課税標準額、変更後都計家屋按分課税標準額、変更後固定土地軽減税額、変更後都計土地軽減税額、変更後土地按分軽減税額、変更後家屋軽減税額区分1、変更後家屋軽減税額1、変更後家屋軽減件数1、変更後家屋軽減税額区分2、変更後家屋軽減税額2、変更後家屋軽減件数2、変更後家屋軽減税額区分3、変更後家屋軽減税額3、変更後家屋軽減件数3、変更後家屋軽減税額区分4、変更後家屋軽減税額4、変更後家屋軽減件数4、変更後家屋軽減税額区分5、変更後家屋軽減税額5、変更後家屋軽減件数5、変更後固定家屋震災軽減税額、変更後都計家屋震災軽減税額、変更後家屋按分軽減税額、変更後固定土地物の減免税額、変更後固定土地人の減免税額、変更後固定家屋物の減免税額、変更後固定家屋人の減免税額、変更後償却資産物の減免税額、変更後償却資産人の減免税額、変更後都計土地物の減免税額、変更後都計土地人の減免税額、変更後都計家屋物の減免税額、変更後都計家屋人の減免税額、変更後固定土地人の減免税額2、変更後固定家屋人の減免税額2、変更後償却資産人の減免税額2、変更後都計土地人の減免税額2、変更後都計家屋人の減免税額2、変更後予備91、変更後予備92、変更後予備93、変更後予備94、変更後固定土地按分税額、変更後都計土地按分税額、変更後固定家屋按分税額、変更後都計家屋按分税額、変更後固定資産税額、変更後都市計画税額、変更後固定算出税額、変更後都計算出税額、変更後固定減税額、変更後都計減税額、変更後理論税額、変更後年税額、変更後決定税額、変更後年税額過年度合計、変更後増減調定額、変更後期別税額1期、変更後期別税額11期、変更後期別税額2期、変更後期別税額12期、変更後期別税額3期、変更後期別税額13期、変更後期別税額4期、変更後期別税額14期、変更後既課税額、変更後納期限1期、変更後納期限11期、変更後納期限2期、変更後納期限12期、変更後納期限3期、変更後納期限13期、変更後納期限4期、変更後納期限14期、変更後過年度税額1期、変更後過年度税額11期、変更後過年度税額2期、変更後過年度税額12期、変更後過年度税額3期、変更後過年度税額13期、変更後過年度税額4期、変更後過年度税額14期、変更後通知書発行禁止フラグ、変更後証明発行禁止フラグ、変更後更正処理フラグ、変更後減免コード1、変更後減免率分子1、変更後減免率分母1、変更後減免開始年1、変更後減免期開始1、変更後減免期終了1、変更後減免コード2、変更後減免率分子2、変更後減免率分母2、変更後減免開始年2、変更後減免期開始2、変更後減免期終了2、変更後軽減切れサイン、変更後期割開始期、変更後強制入力区分、変更後賦課課税明細有無、変更後減免終了年1、変更後減免終了年2、変更後予備1、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、日付6、日付7、日付8、日付9、日付10、日付11、日付12、現年過年度区分、調定月、税目コード、個法区分、課税区分、本月末固定土地課税、本月末都計土地課税、本月末固定土地義務者数、本月末都計土地義務者数、本月末固定家屋課税、本月末都計家屋課税、本月末固定家屋義務者数、本月末都計家屋義務者数、本月末固定合計課税、本月末都計合計課税、本月末固定合計義務者数、本月末都計合計義務者数、増分固定土地課税、増分都計土地課税、増分固定土地義務者数、増分都計土地義務者数、増分固定家屋課税、増分都計家屋課税、増分固定家屋義務者数、増分都計家屋義務者数、増分固定合計課税、増分都計合計課税、増分固定合計義務者数、増分都計合計義務者数、減分固定土地課税、減分都計土地課税、減分固定土地義務者数、減分都計土地義務者数、減分固定家屋課税、減分都計家屋課税、減分固定家屋義務者数、減分都計家屋義務者数、減分固定合計課税、減分都計合計課税、減分固定合計義務者数、減分都計合計義務者数、本月末軽減額1項、本月末軽減額2項、本月末軽減額5項、本月末軽減額6項、本月末軽減額7項、本月末軽減額7項、本月末軽減棟数1項、本月末軽減棟数2項、本月末軽減棟数5項、本月末軽減棟数6項、本月末軽減棟数7項、本月末軽減義務者数1項、本月末軽減義務者数2項、本月末軽減義務者数5項、本月末軽減義務者数6項、本月末軽減義務者数7項、増分軽減額1項、増分軽減額2項、増分軽減額5項、増分軽減額6項、増分軽減額7項、増分軽減棟数1項、増分軽減棟数2項、増分軽減棟数5項、増分軽減棟数6項、増分軽減棟数7項、増分軽減義務者数1項、増分軽減義務者数2項、増分軽減義務者数5項、増分軽減義務者数6項、増分軽減義務者数7項、減分軽減額1項、減分軽減額2項、減分軽減額5項、減分軽減額6項、減分軽減額7項、減分軽減棟数1項、減分軽減棟数2項、減分軽減棟数5項、減分軽減棟数6項、減分軽減棟数7項、減分軽減義務者数1項、減分軽減義務者数2項、減分軽減義務者数5項、減分軽減義務者数6項、減分軽減義務者数7項、本月末固定土地軽減額、本月末固定土地軽減筆数、本月末固定土地軽減義務者数、増分土地軽減額、増分土地軽減筆数、増分土地軽減義務者数、減分土地軽減額、減分土地軽減筆数、減分土地軽減義務者数、本月末固定減免額、本月末都市減免額、本月末合計減免額、増分固定減免額、増分都市減免額、増分合計減免額、減分固定減免額、減分都市減免額、減分合計減免額、本月末固定土地減免額1、本月末固定土地減免額2、本月末固定土地減免額3、本月末固定土地減免額4、本月末固定土地減免額5、本月末固定土地減免額6、本月末固定土地減免額7、本月末固定土地減免額8、本月末固定土地減免額9、本月末固定土地減免額10、本月末固定土地減免額11、本月末固定土地減免額12、本月末固定土地減免額13、本月末固定土地減免額14、本月末固定土地減免額15、本月末固定土地減免額16、本月末固定土地減免額17、本月末固定土地減免額18、本月末固定土地減免額19、本月末固定土地減免額20、本月末固定土地減免額21、本月末固定土地減免額22、本月末固定土地減免額23、本月末固定土地減免額24、本月末固定土地減免額25、本月末固定土地減免額26、本月末固定土地減免額27、本月末固定土地減免額28、本月末固定土地減免額29、本月末固定土地減免額30、本月末固定土地減免義務者数1、本月末固定土地減免義務者数2、本月末固定土地減免義務者数3、本月末固定土地減免義務者数4、本月末固定土地減免義務者数5、本月末固定土地減免義務者数6、本月末固定土地減免義務者数7、本月末固定土地減免義務者数8、本月末固定土地減免義務者数9、本月末固定土地減免義務者数10、本月末固定土地減免義務者数11、本月末固定土地減免義務者数12、本月末固定土地減免義務者数13、本月末固定土地減免義務者数14、本月末固定土地減免義務者数15、本月末固定土地減免義務者数16、本月末固定土地減免義務者数17、本月末固定土地減免義務者数18、本月末固定土地減免義務者数19、本月末固定土地減免義務者数20、本月末固定土地減免義務者数21、本月末固定土地減免義務者数22、本月末固定土地減免義務者数23、本月末固定土地減免義務者数24、本月末固定土地減免義務者数25、本月末固定土地減免義務者数26、本月末固定土地減免義務者数27、本月末固定土地減免義務者数28、本月末固定土地減免義務者数29、本月末固定土地減免義務者数30、本月末固定家屋減免額1、本月末固定家屋減免額2、本月末固定家屋減免額3、本月末固定家屋減免額4、本月末固定家屋減免額5、本月末固定家屋減免額6、本月末固定家屋減免額7、本月末固定家屋減免額8、本月末固定家屋減免額9、本月末固定家屋減免額10、本月末固定家屋減免額11、本月末固定家屋減免額12、本月末固定家屋減免額13、本月末固定家屋減免額14、本月末固定家屋減免額15、本月末固定家屋減免額16、本月末固定家屋減免額17、本月末固定家屋減免額18、本月末固定家屋減免額19、本月末固定家屋減免額20、本月末固定家屋減免額21、本月末固定家屋減免額22、本月末固定家屋減免額23、本月末固定家屋減免額24、本月末固定家屋減免額25、本月末固定家屋減免額26、本月末固定家屋減免額27、本月末固定家屋減免額28、本月末固定家屋減免額29、本月末固定家屋減免額30、本月末固定家屋減免義務者数1、本月末固定家屋減免義務者数2、本月末固定家屋減免義務者数3、本月末固定家屋減免義務者数4、本月末固定家屋減免義務者数5、本月末固定家屋減免義務者数6、本月末固定家屋減免義務者数7、本月末固定家屋減免義務者数8、本月末固定家屋減免義務者数9、本月末固定家屋減免義務者数10、本月末固定家屋減免義務者数11、本月末固定家屋減免義務者数12、本月末固定家屋減免義務者数13、本月末固定家屋減免義務者数14、本月末固定家屋減免義務者数15、本月末固定家屋減免義務者数16、本月末固定家屋減免義務者数17、本月末固定家屋減免義務者数18、本月末固定家屋減免義務者数19、本月末固定家屋減免義務者数20、本月末固定家屋減免義務者数21、本月末固定家屋減免義務者数22、本月末固定家屋減免義務者数23、本月末固定家屋減免義務者数24、本月末固定家屋減免義務者数25、本月末固定家屋減免義務者数26、本月末固定家屋減免義務者数27、本月末固定家屋減免義務者数28、本月末固定家屋減免義務者数29、本月末固定家屋減免義務者数30

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[illegible]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[illegible]

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

共有持分分子、共有持分分母、共有構成員異動理由、共有構成員異動年月日、採番区分、物件番号、登記受付日、原因日付、原因事由、代表者区分、登記住所、登記氏名、登録連番、異動増減区分、異動元登記氏名、異動持分分子、異動持分分母、最終持分分子、最終持分分母、対象期間開始、対象期間終了、予備フラグ1、コードID、コード一覧表示順、コード値、コード名称、カナ名称、系統区分1、系統区分2、系統区分3、系統区分4、系統区分5

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(収納・滞納)

市区コード、調定年度、税目コード、通知書番号、事業年度開始日、申告区分、申告連番、課税年度、宛名コード、送付先連番、所在地、市内外コード、公称町コード、車両コード、車両更新履歴番号、法人税割額、均等割額、事業年度終了日、申告基準日、申告年月日、確定申告日、更正請求日、更正決定通知日、指定納期限、低率終了日、除算期間開始日、除算期間終了日、申告基礎区分、申告基礎年月日、国税申告期限、延長申告期限、納期特例フラグ、更正回数、最終調定履歴順番、収納異動連番、課税課更正日、課税課更正事由、更正異動区分、処理事由、職員番号、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、期別順番、期別、調定日、納期限、変更納期限、法定納期限等、本税調定額、延滞金調定額、加算金区分、加算金調定額、本税収入額、延滞金収入額、加算金収入額、本税未処理額、延滞金未処理額、加算金未処理額、本税処理済額、延滞金処理済額、加算金処理済額、振替不能理由、最新領収日、最新収入日、督促発行日、執行停止日、収入回数、還付回数、充当回数、組替回数、督促回数、催告回数、繰上徴収回数、納付委託回数、分割納付回数、徴収猶予回数、延滞金減免回数、差押回数、参加差押回数、交付要求回数、換価猶予回数、執行停止回数、時効中断回数、配当回数、現金領収回数、通知公示フラグ、還付充当フラグ、督促停止フラグ、催告停止フラグ、別決フラグ、滞納管理フラグ、延滞金確定フラグ、延滞金繰越フラグ、不納欠損フラグ、不納欠損年月日、時効予定日、最終収納履歴連番、履歴順番、更正日、更正事由、新納期限、新本税調定額、新加算金区分、新加算金調定額、新延滞金調定額、歳入年度、現年滞繰区分、収納履歴連番、出納区分、収納履歴種別、領収日、収入日、帳票コード、銀郵便コード、機関コード、バッチ番号、口座コード、銀行コード、支店コード、入力区分、本税過誤納額、延滞金過誤納額、加算金過誤納額、本税内訳収入額1、本税内訳収入額2、還付一市区コード、還付一年度、還付一税目コード、還付一連番、還付一内訳連番、充当一市区コード、充当一調定年度、充当一税目コード、充当一通知書連番、充当一事業年度開始日、充当一申告区分、充当一申告連番、充当一課税年度、充当一期別、整理番号、過誤納市区コード、過誤納年度、過誤納税目コード、過誤納連番、特徴個人コード、過誤納処理済区分、還付充当区分、過誤納発生日、過誤納事由、所得税更正日、自動還付停止日、過誤納整理日、決議日、通知書発行日、決議書発行日、還付支払日、還付支払方法、還付先宛名コード、金融機関コード、店舗コード、口座区分コード、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、支払期間開始、支払期間終了、除算期間始期、除算期間終期、還付加算金計算方法、還付加算金、時効年月日、強制還付フラグ、通知書区分、最終整理連番、過誤納内訳連番、歳入歳出区分、本税還付額、延滞金還付額、加算金還付額、還付加算金還付額、本税充当額、延滞金充当額、加算金充当額、還付加算金充当額、還付一加算金計算始期、還付一加算金計算終期、還付一控除期間始期1、還付一控除期間終期1、還付一控除期間始期2、還付一控除期間終期2、還付一加算金計算日数、還付一加算金本税、還付一加算金延滞金、還付一加算金加算金、充当一加算金計算始期、充当一加算金計算終期、充当一控除期間始期1、充当一控除期間終期1、充当一控除期間始期2、充当一控除期間終期2、充当一加算金計算日数、充当一加算金本税、充当一加算金延滞金、充当一加算金加算金、過誤納整理連番、還付充当宛名コード、充当先一市区コード、充当先一調定年度、充当先一税目コード、充当先一通知書連番、充当先一事業年度開始日、充当先一事業年度終了日、充当先一申告区分、充当先一申告連番、充当先一期別、充当先一期別順番、充当先一課税年度、消込済フラグ、消込済日、仮収納区分、更正番号、エラー区分、更正前-市区コード、更正前-調定年度、更正前-調定区分、更正前-税目コード、更正前-通知書番号、更正前-事業年度開始日、更正前-事業年度終了日、更正前-申告区分、更正前-申告連番、更正前-期別、更正前-本税収入額、更正前-延滞金収入額、更正前-加算金収入額、更正前-別決区分、更正後-市区コード、更正後-調定年度、更正後-調定区分、更正後-税目コード、更正後-通知書番号、更正後-事業年度開始日、更正後-事業年度終了日、更正後-申告区分、更正後-申告連番、更正後-期別、更正後-本税収入額、更正後-延滞金収入額、更正後-加算金収入額、更正後-別決区分、督促手数料、更正区分、消込番号、市民税額、県民税額、人数、異動日、異動事由、記事管理連番、レコード区分、記事内容01、記事内容02、記事内容03、記事内容04、記事内容05、記事内容06、記事内容07、記事内容08、記事内容09、記事内容10、記事内容11、記事内容12、記事内容13、記事内容14、記事内容15、登録日、所在区コード、管区コード1、担当係コード1、担当者コード1、管区コード2、担当係コード2、担当者コード2、異動管区コード1、異動担当係コード1、異動担当者コード1、異動管区コード2、異動担当係コード2、異動担当者コード2、年度、管区コード、担当係コード、担当者コード、担当係名、担当者名、役職コード、内線番号、予備、代表宛名コード、関連者連番、関連宛名コード、同一フラグ、関連事由コード、設定日、氏名カナ、氏名漢字、住所漢字、方書漢字、郵便番号、電話番号、優先フラグ、送付先登録日、送付先開始日、送付先終了日、備考、代表氏名カナ、代表氏名漢字、代表生年月日、変更日、担当管区コード-新、担当係コード-新、担当者コード-新、担当管区コード-旧、担当係コード-旧、担当者コード-旧、滞納個人連番、担当区分、現年一件数、現年一本税未納額、現年一延滞金未納額、現年一加算金未納額、繰越一件数、繰越一本税未納額、繰越一延滞金未納額、繰越一加算金未納額、合計一件数、合計一本税未納額、合計一延滞金未納額、合計一加算金未納額、滞納者区分、滞納整理区分、滞納原因コード、職業コード、事業所コード、連絡先区分、連絡先名称、連絡先電話番号、最終記事連番、繰上徴収件数、納付委託件数、分割納付件数、徴収猶予件数、延滞金減免件数、差押件数、参加差押件数、交付要求件数、破産件数、配当件数、充当件数、換価猶予件数、執行停止件数、執行欠損件数、時効中断件数、分納履行件数、市町村照会件数、預金照会件数、保険照会件数、給与照会件数、滞納整理日、管区コード-旧、担当変更日、退避一件数、退避一本税未納額、退避一延滞金未納額、退避一加算金未納額、作成日、本税繰越額、延滞金繰越額、加算金繰越額、処分フラグ、執行停止フラグ、処分区分、調書番号、処分状態、本税処分額、延滞金処分額、加算金処分額、期別件数、延滞金計算日、処分内容、処分連番、記事連番、記事詳細連番、予定日、交渉日、入力日、記事コード1、記事コード2、記事内容、記入管区コード、記入担当係コード、記入担当者コード、承認区分、担当コード、回数、指定期日、証券種類、証券番号、本税分納額、延滞金分納額、加算金分納額、受付日、受付番号、支払期日、券面額、支払人、支払場所、振出日、振出人氏名、振出人住所、取立費用、解除日、解除事由、返却日、組戻事由、組戻日、返送日、公示送達フラグ、公示日、判明事由コード、判明日、督促フラグ、督促停止日、督促停止事由、督促停止取消日、不着区分、催告停止種類、催告停止日、催告停止事由、催告停止取消日、催告発行種類、滞納受種類、催告発行日、指定納付日、催告納期限、本税催告額、延滞金催告額、加算金催告額、発行取消日、停止一担当係コード、停止一担当者コード、統計取り込み済、物件種類、物件番号、詳細連番、物件キー、登録年月日、登録担当者、物件内容、物件状態、業種コード、住所漢字1、取扱1、郵便番号1、電話番号1、住所漢字2、取扱2、郵便番号2、電話番号2、宛先一区分、宛先一整理番号、取扱一区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

取扱一整理番号、利害関係区分、連番、執行権有無、共同担保目録有無、事件番号一区分、事件番号一年度、事件番号一記号、事件番号一連番、摘要金額1、摘要金額2、摘要年月日1、摘要年月日2、受付番号1、申立人氏名漢字1、申立人住所漢字1、申立人氏名漢字2、申立人住所漢字2、配当順位、年、月、集計日、調定区分、市税区分、集計区分、調定件数、調定額、収入済件数、収入済額、戻出還付未済件数、戻出還付未済額、歳出還付未済件数、歳出還付未済額、不納欠損件数、不納欠損額、市県民税振替件数、市県民税振替額、増分調定件数、増分調定額、減分調定件数、減分調定額、収入件数、収入額、区内更正増件数、区内更正増額、年度更正増件数、年度更正増額、区間更正増件数、区間更正増額、年度区間更正増件数、年度区間更正増額、償還金振替件数、償還金振替額、公売代金振替件数、公売代金振替額、不明金振替件数、不明金振替額、区内更正減件数、区内更正減額、年度更正減件数、年度更正減額、区間更正減件数、区間更正減額、年度区間更正減件数、年度区間更正減額、口座還付戻出件数、口座還付戻出額、前渡還付戻出件数、前渡還付戻出額、歳出充当支出件数、歳出充当支出額、口座還付歳出件数、口座還付歳出額、前渡還付歳出件数、前渡還付歳出額、実績年月、累計区分、集計種類、集計内訳、発生人数、発生件数、発生本税額、発生延滞金額、発生加算金額、収入人数、収入本税額、収入延滞金額、収入加算金額、更正人数、更正件数、更正本税額、更正延滞金額、更正加算金額、執行停止人数、執行停止本税額、執行停止延滞金額、執行停止加算金額、不納欠損人数、不納欠損本税額、不納欠損延滞金額、不納欠損加算金額、手持人数、手持件数、手持本税額、手持延滞金額、手持加算金額、変動日、変動本税額、変動延滞金額、変動加算金額、繰上徴収、納付委託、納付誓約、徴収猶予、延滞金減免、差押、参加差押、交付要求、換価猶予、執行停止、お知らせ有無フラグ、番号ID、番号キー、最終番号、日付ID、最終日付、適用開始日、適用終了日、前営業日、取扱区分、納付額、振替日、振替不納通知日、出力済フラグ、四季報番号、法人番号、事業年度、事業月、判定、経常利益、利益、端末ID、バーコード情報、再発行区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(事業所税)

タイムスタンプー日付、タイムスタンプー時刻、ワークステーションID、処理事由コード、利用者ID、宛名コード、登録年月日、消滅年月日、納付番号、決算月1、決算日1、決算月2、決算日2、レコード区分、担当者番号、区、公称町、番地、号番、枝番、主たる事業所方書、明細枚数ー2号、明細枚数ー3号、明細枚数ー4号、明細枚数ー5号、明細枚数ー減免申請書、事業所総床面積、資産割免税点区分、従業者割免税点区分、申告書発送有無フラグ、案内文発送有無フラグ、納付書発送有無フラグ、調査情報、課税年度、課税区分、連番、チェックデジット、申告連番、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、事業年度算定期間、申告区分、収納異動連番、処理年月日、受付年月日、調定年度、調定年月、資産割免税点判定、事業所床面積①、事業所床面積②、非課税事業所床面積③、非課税事業所床面積④、控除事業所床面積⑤、控除事業所床面積⑥、課税標準事業所床面積⑦、課税標準事業所床面積⑧、課税標準事業所床面積⑨、資産割額⑩、納付の確定した資産割額⑪、納付すべき資産割額⑫、従業者割免税点判定、従業者数⑬、非課税従業者数⑭、課税対象従業者数⑮、従業者給与総額⑯、非課税従業者給与総額⑰、控除従業者給与総額⑱、課税標準従業者給与総額⑲、従業者割額⑳、納付の確定した従業者割額㉑、納付すべき従業者割額㉒、今回の事業に係る事業所税額㉓、既に納付の確定した事業所税額㉔、事業に係る事業所税額㉕、減免される資産割額㉖、減免される従業者割額㉗、減免される事業所税額㉘、既に確定した減免される事業所税額㉙、申告により減免される事業所税額㉚、減免後事業に係る事業所税額㉛、法定納期限、指定納期限、更正請求日、更正決議日、更正通知日、減免申請日、減免決議日、減免通知日、延滞減免開始日、延滞減免終了日、延滞減免コード、更正理由コード、加算金区分、加算金額、担当区コード、仮更新区分、職権修正フラグ、収納受渡調定額、通知書更正理由、調査内容、非課税面積1、非課税面積コード1、非課税給与額1、非課税給与人数1、非課税給与コード1、非課税面積2、非課税面積コード2、非課税給与額2、非課税給与人数2、非課税給与コード2、非課税面積3、非課税面積コード3、非課税給与額3、非課税給与人数3、非課税給与コード3、非課税面積4、非課税面積コード4、非課税給与額4、非課税給与人数4、非課税給与コード4、非課税面積5、非課税面積コード5、非課税給与額5、非課税給与人数5、非課税給与コード5、非課税面積6、非課税面積コード6、非課税給与額6、非課税給与人数6、非課税給与コード6、特例面積1、特例面積コード1、特例給与額1、特例給与人数1、特例給与コード1、特例面積2、特例面積コード2、特例給与額2、特例給与人数2、特例給与コード2、特例面積3、特例面積コード3、特例給与額3、特例給与人数3、特例給与コード3、特例面積4、特例面積コード4、特例給与額4、特例給与人数4、特例給与コード4、特例面積5、特例面積コード5、特例給与額5、特例給与人数5、特例給与コード5、減免対象床面積、減免対象給与額、減免面積1、減免面積コード1、減免給与額1、減免人数1、減免給与コード1、減免面積2、減免面積コード2、減免給与額2、減免人数2、減免給与コード2、減免面積3、減免面積コード3、減免給与額3、減免人数3、減免給与コード3、減免面積4、減免面積コード4、減免給与額4、減免人数4、減免給与コード4、減免面積5、減免面積コード5、減免給与額5、減免人数5、減免給与コード5、翌年度増面積、翌年度減面積、家屋番号一家調、家屋番号一町コード、家屋番号一街区号、家屋番号一本番、家屋番号一枝番、家屋番号一小番、家屋番号一支号、家屋番号一棟番、更新年月年月、住居表示一區、住居表示一公称町、住居表示一番地、住居表示一番号、住居表示一枝番、家屋の名称、防火対象物項番、構造、家屋の延床面積、事業所専用床面積、居住専用床面積、延共用床面積、非課税共用床面積、按分共用床面積、消防用非課税、防火施設全部、防火施設半分、4項以外非課税、申告宛名コード、申告年月日、申告入力情報コード、申告応答者、申告電話番号、申告者情報、使用宛名コード、使用宛名コード連番、みなし区分、専用床面積、共用床面積、合計面積、階数、使用開始年月日、変更年月日、退社年月日、使用入力情報コード、申告情報年月日、再賃借コード、再賃借宛名コード、使用者情報、グループコード、グループ名、宛名コード1、面積1、従業者数1、情報日1、情報元コード1、宛名コード2、面積2、従業者数2、情報日2、情報元コード2、宛名コード3、面積3、従業者数3、情報日3、情報元コード3、宛名コード4、面積4、従業者数4、情報日4、情報元コード4、宛名コード5、面積5、従業者数5、情報日5、情報元コード5、宛名コード6、面積6、従業者数6、情報日6、情報元コード6、宛名コード7、面積7、従業者数7、情報日7、情報元コード7、宛名コード8、面積8、従業者数8、情報日8、情報元コード8、宛名コード9、面積9、従業者数9、情報日9、情報元コード9、宛名コード10、面積10、従業者数10、情報日10、情報元コード10、宛名コード11、面積11、従業者数11、情報日11、情報元コード11、宛名コード12、面積12、従業者数12、情報日12、情報元コード12、宛名コード13、面積13、従業者数13、情報日13、情報元コード13、宛名コード14、面積14、従業者数14、情報日14、情報元コード14、宛名コード15、面積15、従業者数15、情報日15、情報元コード15、宛名コード16、面積16、従業者数16、情報日16、情報元コード16、宛名コード17、面積17、従業者数17、情報日17、情報元コード17、宛名コード18、面積18、従業者数18、情報日18、情報元コード18、宛名コード19、面積19、従業者数19、情報日19、情報元コード19、宛名コード20、面積20、従業者数20、情報日20、情報元コード20、メモ、特殊関係人コード、申告書連番、現資産割ー控除床面積、現資産割ー減免税額、現資産割ー人員、現従業者割ー控除給与額、現従業者割ー減免税額、現従業者割ー人員、現事業分ー減免税額、現事業分ー人員、過資産割ー控除床面積、過資産割ー減免税額、過資産割ー人員、過従業者割ー控除給与額、過従業者割ー減免税額、過従業者割ー人員、過事業分ー減免税額、過事業分ー人員、現総床面積、現非課税床面積、現特例床面積、現資産割課税標準床面積、現従業者数、現非課税従業者数、現従業者給与総額、現非課税給与総額、現特例給与総額、現従業者割課税標準、現資産割額、現資産割人員、現従業者割額、現従業者割人員、現合計税額、現合計人員、現資産割減免床面積、現従業者割減免給与総額、現資産割減免税額、現従業者割減免税額、現合計減免税額、現資産割減免後床面積、現従業者割減免後給与総額、現資産割減免後額、現資産割減免後人員、現従業者割減免後額、現従業者割減免後人員、現合計税額減免後額、現合計税額減免後人員、現月割課税分合計、現月割課税分新設、現月割課税分廃止、現前年度資産割床面積、現前年度従業者給与総額、現前年度資産割額、現前年度資産割人員、現前年度従業者割額、現前年度従業者割人員、現前年度合計税額、現前年度合計人員、過総床面積、過非課税床面積、過特例床面積、過資産割課税標準床面積、過従業者数、過非課税従業者数、過従業者給与総額、過非課税給与総額、過特例給与総額、過従業者割課税標準、過資産割額、過資産割人員、過従業者割額、過従業者割人員、過合計税額、過合計人員、過資産割減免床面積、過従業者割減免給与総額、過資産割減免税額、過従業者割減免税額、過合計減免税額、過資産割減免後床面積、過従業者割減免後給与総額、過資産割減免後額、過資産割減免後人員、過従業者割減免後額、過従業者割減免後人員、過合計税額減免後額、過合計税額減免後人員、義務者数資産従業者、義務者数資産、義務者数従業者、義務者数計、義務者数免税点以下、義務者数合計、貸付入力済件数、貸付明細件数、現過少申告加算金10、現過少申告加算金10件数、現過少申告加算金5、現過少申告加算金5件数、現不申告加算金15、現不申告加算金15件数、現不申告加算金5、現不申告加算金5件数、現重加算金35、現重加算金35件数、現重加算金40、現重加算金40件数、過過少申告加算金10、過過少申告加算金10件数、過過少申告加算金5、過過少申告加算金5件数、過不申告加算金15、過不申告加算金15件数、過不申告加算金5、過不申告加算金5件数、過重加算金35、過重加算金35件数、過重加算金40、過重加算金40件数

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(市たばこ税)

事業者コード、宛名コード、氏名(名称)漢字、郵便番号、住所(所在地)、方書、住所コード、電話番号、所在地区、市内外コード、公称町コード、主たる事業者所在地、経営開始日、廃止日、メモ、諸税検索キー、事業者コード、事業年度、申告区分、履歴番号、最新履歴番号、通知書番号、異動区分、申告連番、調定年度、課税年度、申告年月日、決議年月日、決裁年月日、申告基準日、指定納期限、更生請求年月日、更正決定通知日、調定日、還付申請日、納期限、更正事由、更生事由漢字、根拠_3外_標準数量、根拠_3外_税額、根拠_3外_免除本数、根拠_3外_免除税額、根拠_3外_控除本数、根拠_3外_控除税額、根拠_旧3_標準数量、根拠_旧3_税額、根拠_旧3_免除本数、根拠_旧3_免除税額、根拠_旧3_控除本数、根拠_旧3_控除税額、根拠_税額合計(A)、根拠_免除税額合計(B)、根拠_控除金額合計(C)、根拠_差引(納付税額)(A)-(B)-(C)、根拠_納付・還付済額、根拠_納付・還付額総合計、前_3外_課税標準数量、前_3外_税額、前_3外_課税免除本数、前_3外_課税免除税額、前_3外_返還控除本数、前_3外_返還控除税額、前_旧3_課税標準数量、前_旧3_税額、前_旧3_課税免除本数、前_旧3_課税免除税額、前_旧3_返還控除本数、前_旧3_返還控除税額、前_税額合計(A)、前_課税免除税額合計(B)、前_返還控除金額合計(C)、更正前税額合計(A)-(B)-(C)、加算金区分、過少_第1項基礎、過少_第1項加算、過少_第1項加重基礎、過少_第1項加重加算、不申告_第2項基礎、不申告_第2項加算、不申告_第3項基礎、不申告_第3項加算、重加算_第1項基礎、重加算_第1項加算、重加算_第2項基礎、重加算_第2項加算、加算金合計、市区コード、税目コード、事業年度開始日、収納異動連番、送付先連番、事業年度終了日、延長申告期限、低率終了日、除算期間開始日、除算期間終了日、所在地区、市内外コード、公称町コード、還付元申告連番、予定決定区分、処理日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(入湯税)

事業者コード、宛名コード、氏名(名称)漢字、郵便番号、住所(所在地)、方書、住所コード、電話番号、温泉浴場名称、所在地区、市内外コード、公称町コード、温泉浴場所在地、温泉浴場方書、経営開始日、廃止日、メモ、諸税検索キー、事業者コード、事業年度、申告区分、履歴番号、最新履歴番号、通知書番号、異動区分、申告連番、調定年度、課税年度、申告年月日、決議年月日、決裁年月日、申告基準日、指定納期限、更生請求年月日、更正決定通知日、調定日、還付申請日、納期限、更正事由、更生事由漢字、根拠_日_入湯客数、根拠_日_12歳未満、根拠_日_65歳以上、根拠_日_障害者、根拠_日_修学旅行者、根拠_日_免除者数、根拠_日_標準入湯客数、根拠_日_税率、根拠_日_入湯税額合計、根拠_宿_入湯客数、根拠_宿_12歳未満、根拠_宿_65歳以上、根拠_宿_障害者、根拠_宿_修学旅行者、根拠_宿_免除者数、根拠_宿_標準入湯客数、根拠_宿_税率、根拠_宿_入湯税額合計、根拠_納入確定額(申告の場合総合計)、更生前_日_入湯客数、更生前_日_12歳未満、更生前_日_65歳以上、更生前_日_障害者、更生前_日_修学旅行者、更生前_日_免除者数、更生前_日_標準入湯客数、更生前_日_税率、更生前_日_入湯税額合計、更生前_宿_入湯客数、更生前_宿_12歳未満、更生前_宿_65歳以上、更生前_宿_障害者、更生前_宿_修学旅行者、更生前_宿_免除者数、更生前_宿_標準入湯客数、更生前_宿_税率、更生前_宿_入湯税額合計、更生前_合計入湯税額、納入入湯税、加算金区分、過少_第1項基礎、過少_第1項加算、過少_第1項加重基礎、過少_第1項加重加算、不申告_第2項基礎、不申告_第2項加算、不申告_第3項基礎、不申告_第3項加算、重加算金_第1項基礎、重加算金_第1項加算、重加算金_第2項基礎、重加算金_第2項加算、加算金合計、納入(還付)税額総合計、市区コード、税目コード、事業年度開始日、収納異動連番、送付先連番、事業年度終了日、延長申告期限、低率終了日、除算期間開始日、除算期間終了日、所在地区、市内外コード、公称町コード、還付元申告連番、予定決定区分、処理日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(宿泊税)

ユーザーID、ユーザー名、所属コード、パスワード、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、所属コード、所属名称、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、所属コード、メニューID、メニュー名、権限有無、備考、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、プログラムID、プログラム名、プログラム区分、サイクル区分、備考、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、帳票ID、帳票名、帳票原本ファイル名、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、ID、ID名称、コード値、コード名称、コード略称、表示順、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、区分、コード、コメント、データ、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、コード、メッセージ、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、年度、期別、納付対象年月、納付期限日、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、金融機関コード、支店コード、金融機関名称、支店名称、金融機関名称カナ、支店名称カナ、適用開始日、適用終了日、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、ID、ログレベル、ログタイプ、画面バッチID、画面バッチ名、アクションID、アクション名、ログ情報、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、排他区分、排他コード、使用者ID、画面ID、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、印刷情報キー、帳票ID、帳票種別、端末名、データソースファイルパス、出力レコード件数、出力回数、最終出力日付、最終出力時刻、最終出力者ID、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、連番、実行日、処理ID、処理名、開始時刻、終了時刻、実行結果、メッセージ、メモ、区分、最終フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、事業者コード、履歴番号、宛名コード、異動事由、異動年月日、氏名／名称カナ、氏名／名称、郵便番号、住所／所在地、方書、所在地区、市内外コード、公称町コード、電話番号、個人区分、使用禁止フラグ、住民でなくなった日、納税管理人一送付先区分、納税管理人一氏名、納税管理人一郵便番号、納税管理人一住所、納税管理人一方書、納税管理人一電話番号、削除フラグ、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、種別、管理番号、履歴番号、メモ1、メモ2、メモ3、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、宿泊施設コード、履歴番号、異動事由、異動年月日、事業者コード、施設種別、経営開始日、経営廃止日、経営休止日、経営再開日、施設名称カナ、施設名称、郵便番号、所在地、方書、電話番号、経営申告書出力フラグ、経営申告書出力年月日、経営申告書提出フラグ、経営申告書提出日、電子申告利用フラグ、電子申告ID、送付先一氏名、送付先一郵便番号、送付先一住所、送付先一方書、送付先一電話番号、施設概要一宿泊定員、施設概要一部屋数、施設概要一宿泊料金、施設概要一稼働率、施設概要一延床面積、記号、許可番号／届出番号、許可日／届出日、営業許可一氏名／名称カナ、営業許可一氏名／名称、営業許可一代表者氏名カナ、営業許可一代表者氏名、営業許可一所在地、営業許可一方書、営業許可一電話番号、住宅宿泊管理業者委託フラグ、住宅宿泊管理業者名称、納入申告特例適用フラグ、特例承認日、特例取消日、特例適用開始年月、特例適用終了年月、特例取消理由、削除フラグ、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、宿泊施設コード、子宿泊施設コード、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、宿泊施設コード、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義カナ、口座名義、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、宿泊施設コード、課税年度、期別、申告連番、履歴番号、宿泊年月、課税年月、調定年度、調定年月、納付番号、申告年月日、調定年月日、更正事由、更正事由詳細、法定納期限、事業者コード、宛名コード、2万円未満一宿泊数、2万円未満一税額、2万円以上一宿泊数、2万円以上一税額、課税対象外一宿泊数、宿泊税合計額、請求年月日、決裁年月日、通知年月日、指定納期限、加算金区分、加算金額合計、減免区分、増減一2万円未満一宿泊数、増減一2万円未満一税額、増減一2万円以上一宿泊数、増減一2万円以上一税額、増減一課税対象外一宿泊数、増減一宿泊税合計額、納入申告特例適用フラグ、電子申告フラグ、パンチデータフラグ、電子申告ID、資料番号、未申告フラグ、催告対象フラグ、収納連携フラグ、削除フラグ、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、税目、交付判定年月、宿泊施設コード、課税年月、申告金額、納入金額、完納フラグ、納期内納付フラグ、徴収猶予フラグ、報償金交付作成フラグ、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、交付判定年月、宿泊施設コード、交付対象年度、判定結果、交付率一年度、交付率一納入金額、交付率1、交付率1一報償金、交付率1一徴収猶予分納入金額、交付率1一徴収猶予分交付率、交付率1一徴収猶予分報償金、交付率1一減額相殺分納入金額、交付率1一減額相殺分交付率、交付率1一減額相殺分報償金、交付率2一年度、交付率2一納入金額、交付率2、交付率2一報償金、交付率2一徴収猶予分納入金額、交付率2一徴収猶予分交付率、交付率2一徴収猶予分報償金、交付率2一減額相殺分納入金額、交付率2一減額相殺分交付率、交付率2一減額相殺分報償金、期限内申告フラグ、納期内納付フラグ、電子申告フラグ、報償金交付決定通知書出力フラグ、総振データ出力フラグ、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義カナ、口座名義、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、交付判定年月、宿泊施設コード、交付対象年度、交付判定期別、課税年度、課税年月、判定対象区分、申告金額、納入金額、期限内申告フラグ、納期内納付フラグ、交付対象フラグ、電子申告フラグ、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、更新プロセスID、宛名コード、判定年度、本税調定額計、本税収入額計、滞納フラグー宿泊01月、滞納フラグー宿泊02月、滞納フラグー宿泊03月、滞納フラグー宿泊04月、滞納フラグー宿泊05月、滞納フラグー宿泊06月、滞納フラグー宿泊07月、滞納フラグー宿泊08月、滞納フラグー宿泊09月、滞納フラグー宿泊10月、滞納フラグー宿泊11月、滞納フラグー宿泊12月、滞納フラグー法人、滞納フラグー入湯、滞納フラグー煙草、滞納フラグー事業、滞納フラグー普徴、滞納フラグー特徴、滞納フラグー軽自、滞納フラグー固定、滞納フラグー償却、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、宿泊施設コード、課税年度、期別、連番、宿泊年月、課税年月、調定年度、調定年月、取込種別、電子申告ID、資料番号、取込年月日、申告年月日、事業者コード、宛名コード、2万円未満一宿泊数、2万円未満一税額、2万円以上一宿泊数、2万円以上一税額、課税対象外一宿泊数、宿泊税合計額、データ状態、エラー状態、エラー内容、承認フラグ、除外フラグ、賦課作成フラグ、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

業務種別、申請日(届出日)、最新受付番号、施設管理番号、許可日、記号、許可番号、廃止日、停止期間(開始日)、停止期間(終了日)、申請者郵便番号、申請者住所1、申請者住所2、申請者法人名フリガナ、申請者法人名(申請者氏名)、申請者役職名、申請者氏名フリガナ、申請者氏名(姓)、申請者氏名(名)、申請者電話番号、申請者生年月日、管理者郵便番号、管理者都道府県名称、管理者住所1、管理者住所2、管理者氏名、管理者電話番号、施設名称フリガナ、施設名称1、施設名称2、施設郵便番号、施設所在地1、施設所在地2、施設電話番号、旅館業の種別、規則5条該当、規則5条営業開始日、規則5条営業終了日、延床面積(m²)、地上(階)、地下(階)、総客室数、総定員数、備考、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、届出番号、届出年月日、最終変更年月日、最終変更者、届出者名称1、代表者氏名1、届出者変更年月日、届出者法人・個人の別、届出者法人番号、届出者名称フリガナ、届出者名称2、届出者郵便番号、届出者住所、届出者電話番号、代表者・個人変更年月日、代表者・個人変更区分、代表者・個人氏名フリガナ、代表者・個人氏名2、代表者・個人生年月日、代表者・個人性別、住宅宿泊管理業変更年月日、住宅宿泊管理業登録年月日、住宅宿泊管理業登録番号、住宅郵便番号、住宅所在地、住宅変更年月日、宿泊室合計面積、住宅宿泊管理業者変更年月日、住宅宿泊管理業者名称フリガナ、住宅宿泊管理業者名称、住宅宿泊管理業者登録年月日、住宅宿泊事業者届出番号、届出の理由、届出事由の生じた日、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、取込日、ファイル識別、データ作成日、データ種別、連番、電子申告ID(指定番号)、資料番号、申告年月日、施設コード、施設名称カナ、1段目-宿泊年月、1段目-2万円未満-宿泊数、1段目-2万円未満-税額、1段目-2万円以上-宿泊数、1段目-2万円以上-税額、1段目-課税対象外-宿泊数、2段目-宿泊年月、2段目-2万円未満-宿泊数、2段目-2万円未満-税額、2段目-2万円以上-宿泊数、2段目-2万円以上-税額、2段目-課税対象外-宿泊数、3段目-宿泊年月、3段目-2万円未満-宿泊数、3段目-2万円未満-税額、3段目-2万円以上-宿泊数、3段目-2万円以上-税額、3段目-課税対象外-宿泊数、合計税額、アンマッチフラグ、仮承認作成フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、市区コード、調定年度、事業者コード、宿泊施設コード、課税年度、期別コード、申告区分、申告連番、収納異動連番、レコード番号、異動区分、更正事由、宛名コード、指定納期限、調定日、申告年月日、更正決定通知日、更正請求日、宿泊税調定額、加算金区分、加算金調定額、重加算金調定額、法定納期限、所在地区、市内外コード、公称町コード、収納連携フラグ、収納連携フラグ更新日、削除フラグ、予備文字列1、予備文字列2、予備文字列3、予備文字列4、予備文字列5、予備数字1、予備数字2、予備数字3、予備数字4、予備数字5、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、業務種別、申請日(届出日)、最新受付番号、施設管理番号、許可日、記号、許可番号、廃止日、停止期間(開始日)、停止期間(終了日)、申請者郵便番号、申請者住所1、申請者住所2、申請者法人名フリガナ、申請者法人名(申請者氏名)、申請者役職名、申請者氏名フリガナ、申請者氏名(姓)、申請者氏名(名)、申請者電話番号、申請者生年月日、管理者郵便番号、管理者都道府県名称、管理者住所1、管理者住所2、管理者氏名、管理者電話番号、施設名称フリガナ、施設名称1、施設名称2、施設郵便番号、施設所在地1、施設所在地2、施設電話番号、旅館業の種別、規則5条該当、規則5条営業開始日、規則5条営業終了日、延床面積(m²)、地上(階)、地下(階)、総客室数、総定員数、備考、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID、届出番号、届出年月日、最終変更年月日、最終変更者、届出者名称1、代表者氏名1、届出者変更年月日、届出者法人・個人の別、届出者法人番号、届出者名称フリガナ、届出者名称2、届出者郵便番号、届出者住所、届出者電話番号、代表者・個人変更年月日、代表者・個人変更区分、代表者・個人氏名フリガナ、代表者・個人氏名2、代表者・個人生年月日、代表者・個人性別、住宅宿泊管理業変更年月日、住宅宿泊管理業登録年月日、住宅宿泊管理業登録番号、住宅郵便番号、住宅所在地、住宅変更年月日、宿泊室合計面積、住宅宿泊管理業者変更年月日、住宅宿泊管理業者名称フリガナ、住宅宿泊管理業者名称、住宅宿泊管理業者登録年月日、住宅宿泊事業者届出番号、届出の理由、届出事由の生じた日、削除フラグ、更新日付、更新時刻、更新者ID、更新プロセスID、作成日付、作成時刻、作成者ID、作成プロセスID

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務

項番	提供先(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者))	提供先における用途(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄(事務))
1	厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
53	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
55の2	法務大臣	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務

項番	提供先(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者))	提供先における用途(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄(事務))
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
76	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第一百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務

項番	提供先(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者))	提供先における用途(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄(事務))
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務

項番	提供先(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者))	提供先における用途(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄(事務))
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
155	市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。))であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。))の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
163	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
164	道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務

項番	提供先(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者))	提供先における用途(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄(事務))
167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
市税総合情報システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 1 窓口において、個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 申請書等は1人につき1通ずつ記載する様式として、申請書等の記載例を窓口で示すなど申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにしている。 3 他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、入手元と内部識別情報等により関連付けを行っておくことで対象者以外の情報の入手をできないようにしている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 地方税共同機構が構築する「個人住民税電子申告ポータル（データベースレス）」において、対象者の要件を明示、周知することで、対象者以外の情報の入手を未然に防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 1 申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載要領も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 2 不要な書類は受け取らないようにしている。もし、不要な書類を提出された場合は返却している。 3 課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 1 住民からの入手においては、賦課の資料となる旨を説明したうえで入手することとしており、不適切に入手することはない。 2 電子データによる入手においては、国税連携及び電子申告の専用回線を介しており、詐取・奪取が行われることはない。 3 紙媒体や電子記録媒体による入手においては、福岡市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。 4 ユーザIDによる識別とパスワード（アルファベット、数字、記号の使用が可能）による認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。 5 アクセス権限については、職責に応じて分割して定めており、組織の改編や事務分掌の見直しが行われた場合や新たな業務が発生した場合などにアクセス権限の見直しを行っている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	<市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置> 窓口等において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類による本人確認を行う。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 住民がサービス検索・電子申請機能から電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置> 個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類（身分証明書等）の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。真正性に疑義がある場合は、既に登録された宛名情報の基本4情報と比較することで、確認する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、虚偽の個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置> 1 特定個人情報を入手する際に、真正性に疑義がある場合は、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行い、正確性を確保している。 2 職権により修正を行う場合には、課税資料など適切な資料に基づき修正を行うとともに、修正の記録を残すようにしている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置> 1 電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム及び電子申告・年金特徴システムの専用回線を介して入手しており、入手した電子データは、速やかに市税総合情報システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。 2 個人情報が記載されたメモ等は定められた場所に保管し、確実にシュレッダー処理を行う。 3 申告書類等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、施錠可能な執務室内の書庫あるいは施錠可能な書庫に保管し、鍵は予め定めた管理者が保管する。 4 市税総合情報システムは、市内部の専用回線で接続されており、インターネットと直接接続していない。 <サービス検索・電子申請機能における措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1 統合宛名システムを利用するには、職員証及びパスワードを利用した二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。 2 権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報 への接続もできないよう制限している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 1 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムには、地方税の賦課徴収業務に関係のない情報を保有しない。 2 庁内の他のシステムからアクセスできないよう、適切なアクセス制限を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ申請管理システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システム＞ 1 対象業務のシステムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 2 ICカードやパスワードについては福岡市情報セキュリティ共通実施手順等において、適切な管理を行うよう定めている。 3 アクセス権限は職責に応じて分割して定めている(申請管理システム含む)。 ＜統合宛名システム＞ ユーザー認証には、ICカード又はUSBトークン及びパスワードを利用した二要素による認証機能を設け、権限を保持しない者は接続できないようになり、番号法(番号条例)に規定された事務の所管課の業務担当職員のみが付与している。 ＜申請管理システム＞ ユーザー認証には、ICカード及びパスワードを利用した二要素による認証機能を設け、権限を保持しない者は接続できないようになり、電子申請手続きの所管課の業務担当職員のみが付与している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ 職員の異動に伴い、所属長が、必要なアクセス権限の種類、アクセス権限が必要な期間の発行・失効管理を適切に行う。	
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	1 各業務に応じたアクセス権限の管理は、サーバ内で行っているため、直接サーバに接続することができない各職員の端末からは変更ができない仕組みとなっている。 2 アクセス権限の管理は、システムの所管課のみで行い、一覧表を作成して、組織の改編や事務分掌の見直しが行われた場合、新たな業務が発生した場合などに見直しを行うこととしている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] ＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、必要に応じて、操作した職員、日時、時間、またアクセスした特定個人情報の内容を確認することができる仕組みとしている。システムの操作履歴については、原則として5年間保管し、必要に応じて確認を行うこととしている。 また、申請管理システムへのアクセスログについても同様に操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	- 市職員全員を対象に、年に1回「情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 - システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 - 地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第1項第2号により、守秘義務及び罰則が規定されていることから、システム利用職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。 - 職員以外の従業者(委託先等)には、個人情報及び情報資産の取扱いに関する事項について、契約事項に定める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	- システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行うことができない仕組みとする。 - また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう職員・委託先等に対し指導する。 - 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項について、契約事項に定める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 - システム端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 - 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた「情報セキュリティ共通実施手順」により規定されている「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	作業者、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「個人情報の保護に関する法律」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務以外の目的のための委託業務に係る個人情報及び情報資産の第三者へ提供の制限に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。 受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「個人情報の保護に関する法律」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、外部委託に際し、契約明記事項やこれらが遵守されているか等に係る情報セキュリティ管理者との事前協議等の手続きを定めている。 受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「個人情報の保護に関する法律」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務終了時の個人情報及び情報資産の返還、廃棄等に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。 受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
規定の内容		「個人情報の保護に関する法律」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。 <個人情報・情報資産取扱特記事項> ・秘密保持に関する事 ・従業者の監督等に関する事 ・作業場所の制限に関する事 ・収集に関する制限に関する事 ・使用及び提供に関する制限に関する事 ・安全確保の措置に関する事 ・複写、複製又は加工の制限に関する事 ・再委託の制限に関する事 ・委託業務終了時の返還、廃棄等に関する事 ・報告及び監査・検査の実施に関する事 ・事故等発生時の報告に関する事 ・事故等発生時の公表に関する事 ・契約の解除に関する事
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
具体的な方法		福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた「情報セキュリティ共通実施手順」により規定されている「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」により、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報が実施機関の委託に係るものであること、条例で受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させる旨を定めている。
その他の措置の内容		-
リスクへの対策は十分か		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<オンラインシステムによる提供・移転> システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 <一括処理による提供・移転> 提供情報の範囲、条件及び処理の実施時期を記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。 「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。 ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。	
その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 メインとなるコンピュータ(ホストコンピュータ)からの情報引き出しは端末を限定し制限している。 3 媒体へのデータ出力(書き込み)についてはシステム上実施できる所属を限定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた福岡市情報セキュリティ共通実施手順に従い以下のとおり実施している。 1 庁内での移転については、法令上の根拠等を確認したうえで、予め定められた提供機能及び範囲に限定することにより情報の提供・移転を制限する仕組みを構築している。 2 庁外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提供先に定められた事項についてのみ実施することとし、事前に提供に関する合意書を交わすこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 提供・移転する情報は、既に納税通知書等で本人に通知した情報のみとし、処理途中の情報を提供・移転しないようにしている。 2 庁内の移転については、システム上で他のシステムに移転しているため、誤った相手に移転することはない。 3 庁外の提供については、受領書を取り交わして、適切な相手に提供している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている	

リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
	リスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末でのICカード又はUSBトークン及びパスワードを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。 <統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。 <統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するように設計することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外による情報提供を防止している。 ③操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜本市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムとの直接接続はできない。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<本市における措置> サーバー等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <申請管理システムにおける措置> 申請管理システムはデータセンター内のインフラ共通基盤上の仮想サーバ上に構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 <次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置> 【令和11年9月以降】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<市税総合情報システムにおける措置> 大型汎用機のネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 大型汎用機へのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。 <統合宛名システムにおける措置> ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムはインフラ共通基盤上の仮想サーバ上に構築されるが、インフラ共通基盤側でウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置> 【令和11年9月以降】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法で保管している。なお、賦課徴収業務において、システム上使用されなくなった死者の個人情報は、定期的に削除する仕組みとしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を含む個人情報については、既存住基システムとの連携により最新化している。また、既存住基システムに寄らない特定個人情報についても課税資料の入手等により随時最新の状態に更新している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 賦課徴収業務において、システム上使用されなくなった特定個人情報は、定期的に削除する仕組みとしている。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 3 申告書等紙媒体についても、内部で定められた期間を保存したのちシュレッダー処理を行う。 <次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置> 【令和11年9月以降】データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<福岡市における措置> 1 特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 2 評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことを含めて自己点検している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		<本市における措置> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に行っている。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置> 【令和11年9月以降】 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<本市における措置> (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

＜次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置＞ 【令和11年9月以降】

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市税総合情報システムファイル
公表場所	専用サイト(個人情報ファイル簿公表システム)
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 財政局税務部税制課 TEL092-711-4202 FAX092-733-5598 【令和11年9月以降に稼働する次期システムに関すること】 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴一丁目4番13号(舞鶴庁舎6階) 財政局税務部税務システム刷新担当 TEL092-707-3706 FAX092-707-0635
②対応方法	・ 問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・ 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた福岡市情報セキュリティ共通実施手順に従い、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市政だより及び市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。 意見は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	福岡市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	※令和7年以前の変更箇所は評価実施機関で管理				
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	3 電子申告データ等の課税資料データの連携(個人住民税申告ポータル)の機能(個人住民税のオンライン申告)を含む)	3 電子申告データ等の課税資料データの連携(「個人住民税申告ポータル」の機能(個人住民税のオンライン申告)及び「eLTAX通知等電子配信システム」の機能(納税通知書の電子通知希望申請)を含む)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	5 必要に応じて、課税資料を地方公共団体間で回送	5 必要に応じて、課税資料を地方公共団体間で回送(地方税外部連携機能を利用した照会・回答を含む)	事前	事前の提出・公表が義務付けられていない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	6 国税連携データの受信	6 国税連携データの受信(税情報の照会・回答を含む)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	追加	「次期市税総合情報システム【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	追加	「市税業務専用ファイルサーバ【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	【情報提供の根拠】 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	事後	法令上の根拠の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	1 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)	【情報照会の根拠】 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)	事後	法令上の根拠の修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	1 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1)事務の内容	④納税通知書等の送付	④税額通知・納税通知書等の送付	事後	eLTAXの新規機能(通知等電子配信システムの機能拡大)の稼働に伴い、提出するもの。 (重要な変更にあたらない。既に記載している事務の内容を具体的に追記したもの。)
	1 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1)事務の内容 (備考)	② 住民税の申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料が提出される(住民税の申告書についてはeLTAXが管理運営する「個人住民税申告ポータル」等からの提出(福岡市側は「申請管理システム」を利用して受理)を含む)。	② 住民税の申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料が送付・提出される(住民税の申告書についてはeLTAXが管理運営する「個人住民税申告ポータル」等からの提出(福岡市側は「申請管理システム」を利用して受理)を含む)。 「eLTAX通知等電子配信システム」を通じて納税通知書の電子通知希望申請等が提出される。	事後	eLTAXの新規機能(通知等電子配信システムの機能拡大)の稼働に伴い、提出するもの。 (重要な変更にあたらない。既に記載している事務の内容を具体的に追記したもの。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1) 事務の内容 (備考)	③ 他自治体へ課税資料を回送する。住登外者の課税通知を送付する。	③ 他自治体へ課税資料を回送する。住登外者の課税通知を送付する。他自治体間での照会・回答等を行う。	事前	eLTAXの新規機能(国税外部連携機能)の稼働に伴い、サービス開始前に提出するもの。 (重要な変更にあたらない。既に記載している事務の内容を具体的に追記したもの。)
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1) 事務の内容 (備考)	④ 個人や特別徴収義務者である企業・年金保険者等に納税通知書を送付する。	④ 個人や特別徴収義務者である企業・年金保険者等に税額通知・納税通知書を送付する。	事後	eLTAXの新規機能(通知等電子配信システムの機能拡大)の稼働に伴い、提出するもの。 (重要な変更にあたらない。既に記載している事務の内容を具体的に追記したもの。)
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1) 事務の内容 (備考)	⑩ 税の過少申告等の調査等のため、課税情報の調査資料(法定調書や扶養是正情報等)を受領・送付する。	⑩ 税の過少申告等の調査等のため、課税情報の調査資料(法定調書や扶養是正情報等)を受領・送付する。 税情報の照会・回答等を行う。	事後	eLTAXの新規機能(国税連携システムの機能拡大)の稼働に伴い、提出するもの。 (重要な変更にあたらない。既に記載している事務の内容を具体的に追記したもの。)
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1) 事務の内容 (備考)	⑫ 住民基本台帳ネットワークにより、特定個人情報等を照会する。	⑫ 住民基本台帳ネットワークにより、特定個人情報等を照会する。(統合端末を通じて照会)	事後	重要な変更にあたらない。既に記載している事務の内容を具体的に追記したもの。
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1) 事務の内容 (備考)	⑬ 住民基本台帳ネットワークより照会結果を入力する。	⑬ 住民基本台帳ネットワークより照会結果を入力する。(統合端末を通じて入力)	事後	重要な変更にあたらない。既に記載している事務の内容を具体的に追記したもの。
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (別添1) 事務の内容【令和11年9月以降】	追加	次期システム移行後の事務の内容を記載	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	12件	13件	事後	委託事項13「税システム構築・保守業務委託」を追加したもの。 契約相手方の決定による委託件数の修正のため、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13	追加	「税システム構築・保守業務委託」の記載を追加	事後	契約締結に伴い追加したもの。 なお、重要な変更にあたる次期システム構築作業に関しては、公表後に開始することとしている。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課、こども家庭課	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先29	福祉局生活福祉部調整給付担当	(令和8年4月1日 削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先30	こども未来局こども健やか部こども家庭課	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追記	「＜次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置＞【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、ガバメントクラウド移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追記	「＜次期市税総合情報システム(ガバメントクラウド)における措置＞【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、ガバメントクラウド移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供 (別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務	追記	項番:55の2「法務大臣」への提供に係る事務の記載を追加	事後	省令改正の追加であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供 (別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務	追記	項番:112「厚生労働大臣」への提供に係る事務の記載を追加	事後	省令改正の追加であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報が増え、紛失するリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 1 市税総合情報システムには、地方税の賦課徴収業務に関係のない情報を保有しない。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 1 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムには、地方税の賦課徴収業務に関係のない情報を保有しない。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り混じり、紛失するリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	＜市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	＜市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムにおける措置＞ 市税総合情報システム及び次期市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追記	「＜次期市税総合情報システム（ガバメントクラウド）における措置＞【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、ガバメントクラウド移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追記	「＜次期市税総合情報システム（ガバメントクラウド）における措置＞【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、ガバメントクラウド移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追記	「＜次期市税総合情報システム（ガバメントクラウド）における措置＞【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、ガバメントクラウド移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	追記	「＜次期市税総合情報システム（ガバメントクラウド）における措置＞【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、ガバメントクラウド移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	追記	「＜次期市税総合情報システム（ガバメントクラウド）における措置＞【令和11年9月以降】」の記載を追加	事前	次期システム構築に伴い、ガバメントクラウド移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	追記	「令和11年9月以降に稼働する次期システムに関すること」に係る連絡先を追加	事前	次期システム構築に伴い、移行作業開始前に提出するもの。
	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和7年11月20日			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。 意見は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。	市政だより及び市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。 意見は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。		
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成30年10月1日～平成30年10月30日(30日間)			
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし			
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成30年11月28日			
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	以下の答申を受けた。 本評価書案は、適合性及び妥当性の観点から審査した結果、保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。			